特許法等の一部を改正する法律 参照条文

○特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)(抄

(期間の計算)

この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、 次の規定による。

- 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
- てその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、 暦に従う。 月又は年の始から期間を起算しないときは、 その期間は、 最後の月又は年におい
- 2 律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。 特許出願、 請求その他特許に関する手続(以下単に「手続」という。)についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律 (昭和六十三年法

(期間の延長等)

第四条 条第一項又は第百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。 特許庁長官は、 遠隔又は交通不便の地にある者のため、 請求により又は職権で、 第四十六条の二第 一項第三号、 第百八条第 項、 第百二十

第五条 ることができる。 特許庁長官、 審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、 請求により又は職権で、 その期間 を延長す

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、 請求により又は職権で、 その 期日を変更することができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第六条 法人でない社団又は財団であつて、 代表者又は管理人の定めがあるものは、 その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 出願審査の請求をすること。
- 二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
- 第百七十一条第一項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。
- ⊿ (略)

(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

第七条 (略)

2 · 3 (略)

4 被保佐人又は法定代理人が、 相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、 前二項の規定は、 適用しない。

(手続の補正)

第十七条 くは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、 より補正をすることができる場合を除き、 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、 願書に添付した明細書、 特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。 特許請求の範囲、 その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定に 図面若しくは要約書又は第百三十四条の二第 項の 訂 正若し

- 2 (略)
- 3 特許庁長官は、 次に掲げる場合は、 相当の期間を指定して、 手続の補正をすべきことを命ずることができる。
- 一・二 (略)
- 手続について第百九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。
- 4 (略)

|願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

- 第十七条の二 することができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、 特許出願人は、 特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、 次に掲げる場合に限り、 願書に添付した明細書、 補正をすることができる。 特許請求の範囲又は 义 面につい て補 正
- 定により指定された期間内にするとき 以下この項において同じ。 第五十条(第百五十九条第二項)の規定による通知 (第百七十四条第一項において準用する場合を含む。 (以下この条において「拒絶理由通知」という。) を最初に受けた場合において、)及び第百六十三条第二項において準用する場合を含む 第五十条の規
- 二~四 (略)
- 2 (略)
- 3 に記載した事項の範囲内においてしなければならない。 あつては、 た明細書、 第一 .面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文 項の規定により明 特許請求の範囲又は図面 翻訳文又は当該補正後の明細書、 河細書、 特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、 (第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、 特許請求の範囲若しくは図面)。 (誤訳訂正書を提出して明細書、 第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一 誤訳訂正書を提出してする場合を除き、 同条第六項の規定により明細書、 特許請求の範囲又は図面について補正をした場合に 特許請求の範囲及び 願書に最初に添 項において同じ。)
- 4~6 (略)

(要約書の補正)

第十七条の三 第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、 特許出願 派人は、 特許出 0 日 (第四十一条第 項の規定による優先権の主張を伴う特許出 願にあつては、 同 最初の出願若しくはパリ 項 に規定する先の 出

条約 項において同じ。 先権の主張を伴う特許出願にあつては、 より最初の出願と認められた出願の日、 に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。 月二日にロンドンで、 訂正に係る明細書、 (千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、 から一 千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権 特許請求の範囲又は図面の補正 年三月以内 (出願公開の請求があつた後を除く。 当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。 第四十一条第一 - 項、 以下同じ。) 第四条C⑷の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A⑵ 第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以)に限り、 願書に添付した要約書について補正をすることができる。 第三十六条の二第二 一項本文及び第六十四 千九百三十四 0 の保護 上の優 条第 定に

第十七条の四 項又は第百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、 求の 範囲又は図面について補正をすることができる。 特許無効審判の被請求人は、第百三十四条第一項若しくは第二項、 第百三十四条の二第 第百三十四条の二第五項、 一項 の訂正の請求書に添付した訂 第百三十四条の三、 正 した明 第百五十三条第二 細 書 特許

2 とができる。 同条第一 訂正審判の請求人は、 項の規定による通知がある前) 第百五十六条第 一項の規定による通知がある前 に限り、 訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、 (同条第三項の規定による審理の 特許請求の範囲又は図面について補正をするこ 再開がされた場合にあつては、 後更

(手続の却下)

第十八条 とき、 又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその 項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、 その手続を却下することができる。 補正 をしない

2・3 (略)

は

「特許庁」と読み替えるものとする

当の期間を指定して、

受継を命じなければならない

第二十三条

特許庁長官又は審判官は、

中断

した審査、

審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、

申立てにより又は職権で、

相

2

第二十四条 判 及び第百三十二条第二項 長」 「訴訟代理人」 同法第百二十八条第一項及び第百三十一条中 民事訴訟法第百二十四条 とあるのは (訴訟手続の中断及び中止) 審査 (第一項第六号を除く。)、 審判又は再審の委任による代理人」と、 の規定は、 「裁判所」とあるのは 審査、 第百二十六条、 審判又は再審の手続に準用する。 「特許庁長官又は審判官」 第百二十七条、 同法第百二十七条中 第百二十八条第 「裁判所」 と この場合において、 同法第百三十条中 とあるのは 項、 第百三十条、 同法第百二十四条第 特許庁長官又は審 裁判所 第百三十一条 とある

外国人の権利の享有)

関する権利を享有することができない。 一十五条 日本国内に住所又は居所 (法人にあつては、 営業所) を有しない外国人は、 次の各号の一に該当する場合を除き、 特許権その 他 特

- その者の属する国において、 日本国民に対しその国民と同 一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。
- の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。 その者の属する国において、 日 本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同
- 三 条約に別段の定があるとき。

(特許証の交付)

第二十八条 は願書に添付した明細書、 特許証を交付する。 特許庁長官は、 特許権の設定の登録があつたとき、 特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、 第七十四条第 一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、 その登録があつたときは、 特許権者 又

2 (略)

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、 次に掲げる発明を除き、 その発明について特許を受けることができる。

- 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたとき 特許出願前に日本国内又は外国において、 頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
- は、 その発明については、 同項の規定にかかわらず、 特許を受けることができない。
- 第二十九条の二 律第百二十三号)第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。 る場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、 れたものの願書に最初に添付した明細書、 定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報 同条第一 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項 項の外国語書面) に記載された発明又は考案 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面 以下 「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法 (その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の 前条第一項の規定にかかわらず、 (第三十六条の二第1 一項の外国語書面出願に 特許を受けることがで 発明者と同 (昭和三十四 <u></u>の 発行 者であ がさ 年法 の規

きない。 ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、 この限りでない。

(発明の新規性の喪失の例外)

- 2 する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がし た特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明 前項と同様とする。 (発明、 実用新案、 意匠又は 商標に関
- 3 れかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、 か つ、 第二十九条第一項各号の 庁長 11

(特許を受けることができない発明)

官に提出しなければならない。

第三十二条 公の秩序、 善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、 第二十九条の規定にかかわらず、 特許を受けることがで

きない。

第三十四条

2 • 3 (略)

5

- 4 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、 相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、 承継人は、 遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
- 6 の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、 届出をした者の協議により定めた者以外の

7 (略)

者の届出は、

その効力を生じない

、特許出願

第三十六条 (略)

2 • (略)

- 4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、 次の各号に適合するものでなければならない。
- かつ十分に記載したものであること。 経済産業省令で定めるところにより、 その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確

- 二 (略)
- 5 (略)
- 6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
- 一特許を受けようとする発明が明確であること。
- 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
- 四 (略)
- · (略)

第三十六条の二 特許を受けようとする者は、 その外国語で記載した書面 まれる説明をその外国語で記載したもの(以下「外国語書面」という。)並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項を 規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれ (以下「外国語要約書面」という。)を願書に添付することができる。 前条第二項の明細書、 特許請求の範囲、 必要な図面及び要約書に代えて、 同条第三項から第六項まで に含

- 出することができる。 出 許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、 出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、 日 [願の分割、 から一年二月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願 出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、 第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特 (以下「外国語書面出願」という。) の出願人は、 特許庁長官に提出しなければならない。 外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提 ただし、 当該外国 その特許 その特許 語 出 書 願 面
- 3 とみなす。 前項に規定する期間内に外国語書面 (図面を除く。) の同項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、 取り下げら れたもの
- ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の [語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、 第二項に規定する期間 内に当該翻訳文を提出することができなかつた 経過後 一年以内に限り、 同項に規定する外
- 5 前項の 規定により提出された翻訳文は、 第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
- 6 (略)

(共同出願)

第三十八条 特許を受ける権利が共有に係るときは、 各共有者は、 他の共有者と共同でなけ れば、 特許出願をすることができない

(学原)

第三十九条 きる。 同 一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、 最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることがで

- 2 けることができる。 同一の発明につい 協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、 、 て 同 日に二以上の特許出願があつたときは、 特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特 いずれも、 その発明について特許を受けることができな 許を受
- 3 であるときは、 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なつた日にされたも 特許出願人は、 実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。
- ときは、 第四十四条第二項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。)に ないときは、 係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。)において、 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合(第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく 出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。 特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。 その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものである 協議が成立せず、 又は協議をすることができ 特許 出 願(

5~7 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張

第四十 若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面 を主張することができる。 を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。) 特許を受けようとする者は、 ただし、 先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、 次に掲げる場合を除き、 (先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、 その特許出願に係る発明について、 その特許出願の際に、 の願書に最初に添付した明細書、 外国語書面) その者が特許又は実用新案登録を受け に記載された発明に基づい その承諾を得ている場合に限 特許請求の る 先権 範囲

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二~五 (略)

る。

特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面 前項の 規定による優先 権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、 (当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、 当該優先権の 主張の基礎とされ た先の 出 願の願書に最初に添付 外国語書面) に記載された発 た明

る。 明 昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項 は 合を含む。 優先権の 第一 .おいて準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。 第六十九条第二項第二号、 (当該)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、 項 先の 主張の基礎とされた出願に係る出願の (同法第十一条第一項において準用する場合を含む。 の規定の適用については、 出 願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四 第七十二条、第七十九条、)において準用する場合を含む。 同法第七条第三項及び第十七条、 当該特許出願は、 際の書類 第八十一条、 当該先の出願の時にされたものとみなす。 (明細書、 第二十九条の二本文、第三十条第一項及び第二項、)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、 並びに第百二十六条第七項 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に 意匠法第二十六条、 第八十二条第一項、 第三十一条第二項及び第三十二条第二 第百四条 (第十七条の二第六項及び第百三十四条の二第 (第六十五条第六項 (同法第六十八条第三項にお 第三十九条第一 (第百八十四条の 当該先の 十三条の二第 項から 一項並びに 相当するも い出願に いて準 第四 一項若 十第 用する場 商 つ 標 項 1 0) に限 ての 九項 まで 法 項

- 3 に係る出願の際の書類 語書面) については、 されたものとみなして、 į, (用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第 一録請求の範囲又は図面 第 て準用する場合を含む。 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、 に記載された発明のうち、 当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先の (明細書、 (当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、 第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。 の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。 当該優先権の 主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書! 外国語書面) 特許請求の範囲又は 当該先の出願についての優先権の 出 一願に に記載された発明 っい 項若しくは第一 て 図 出 面 .願 (外国語書 特許請求の 公開又は実用新案掲載 (当該 三項 に記載された発明を除 先の出願が同項若 面 主張の基礎とされ (同法第十一条第一 範 出 囲若しくは 願 に あつ 公報の発行 て 実用 は しくは た出 項 外 新 玉
- ならない。 第 項の規定による優先権を主張しようとする者は、 その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなけ れ

(先の出願の取下げ等)

第四十二 当該先の ゖ゙ れ 当該先の 7 出願につい 前条第一 いる場合には、 出願が放棄され、 項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、 て実用 この 新案法第十四条第一 限 でない。 取り下げられ、 一項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の 若しくは却下されている場合、 その 当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合 出 |願の日 から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。 出 .願に基づくすべての 優先権の 主 張が取

2 前条第一 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、 先の の出願の 日 から一年三月を経過した後は、 その主張を取り下げることがで

t,

下げら

れたものとみなす。

3 項の規定による優先権の主張を伴う特許出 願が先の出願 の日から一 年三月以内に取り下げられたときは、 同時に当該優先権の 張 が取

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。 規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A⑵の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の パリ条約第四条D(1)の規定により特許出 .願について優先権を主張しようとする者は、 その旨並びに最初に出願をし若しくは同 同盟国の国名及び 条 C 出 の年 (4)

- 書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならな 類で明細 しくは同条A②の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C4の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A2の規定により当該最初の出願と認 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは 若しくはパリ条約第四条C4の規定により最初の出願とみなされた出願を その出 願 0 際 証 書 若
- れた出 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出 願 \mathcal{O}

その特許出願が前項又は次条第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の

- たときは、 規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。 頭に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、 日 項 の規定による優先権の主張をした者は、 遅滞なく、 その番号を記載した書面を提出しなければならない。 最初の出願若しくはパリ条約第四条C4の規定により最初の出願とみなされた出願又は その番号を知 同 条 A (2)
- 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、 当該 優 先権 の主 張 は、 その
- おいて、 第一 一項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法 第一 によりパリ条約 項の規定による優先権の主張をした者が、 の同盟国の 政府又は工業所有権に関する国際機関との 第二項に規定する期間内に、 (電子的方法、 磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を 間で交換することができる場合として経済産業省令で定め 出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項と

5

主張の基礎とし

た

出

願

0

たものとみなす。 して経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、 前二項の規定の適用につい ては、 第一 一項に規定する書類を提 出

(パリ条約の例による優先権主張)

第四十三条の二 願について、これを主張することができる。 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、 パリ条約第四条の規定の例により、 特 許出

世界貿易機関の に規定する加盟国の国民をいう。 れる者を含む。 日 本国民又はパリ条約の同盟国の国民 加盟国 次項において同じ。 |の国民 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 次項において同じ。 (パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなさ C 第 一 条 3 パ 世界貿易機関 、リ条約 0 同盟国又は世界貿易機関の加盟国 の加盟国

2 リ条約第四条の規定の例により、 に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国に ととしているものであつて、 パ IJ 条約 の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国 特許庁長官が指定するものに限る。 特許出願について、 これを主張することができる。 以下この項において「特定国」という。 (日本国民に対し、 日 本国と同 の国民がその特定国においてした出願 おいてした出願に基づく優先権は、 の条件により優先権 の主張を認めるこ パ

3 前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

(特許出願の分割)

第四十四条 願書に添付した明細書、 特許出願人は、 次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。 特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。

る審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。)の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき 特許をすべき旨の査定 (第百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定及び第百六十条第一項 に規 定す

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内にするとき。

2

願 《又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、 前項の場合は、 新たな特許出願は、 もとの特許出願の時にしたものとみなす。 ただし、 新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他 第四十一条第四項及び第四 の

十三条第一項 (前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

- 3 で」とする 第 第四十三条第二項中 項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十三条第二項 「最先の日から一年四月以内」とあるのは、 「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅 (前条第三項において準用する場合を含む。 の規定の適用につ いては い日ま
- 条第三項、 第 ものは、 項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、 当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。 第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項 (前条第三項において準用する場合を含む。) の規定により提出しなければならな 新たな特許出願について第三十
- 5 れた期間を限り、 第一項第二号に規定する三十日の期間は、 延長されたものとみなす。 第四条又は第百八条第三項の規定により同条第一項に規定する期間 が延長されたときは、 その 延 長さ
- 6 第 項第三号に規定する三月の期間は、 第四条の規定により第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、 その延長され た期 間 を限

(出願の変更)

り、

延長されたものとみなす。

第四十六条 実用新案登録出願人は、 その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願 の日から三年を経

過した後は、この限りでない。

- 2 謄本の送達があつた日から三月を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後 査定の謄本の送達があつた日から三月以内の期間を除く。 意匠登録出願人は、 その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。 は、 この限りでない。 ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の (その意匠登録出 願について拒絶をすべき旨 この最初 査 定 \mathcal{O}
- 3 する期間が延長されたときは、 前項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第 その延長された期間を限り、 延長されたものとみなす。 一項に規定
- 4 (略)
- 5 第四十四条第二項から第四項までの規定は、 第一 項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

実用新案登録に基づく特許出願)

- 第四十六条の二 とができる。 この場合においては、 実用新案権者は、 次に掲げる場合を除き、 その実用新案権を放棄しなければならない。 経済産業省令で定めるところにより、 自己の実用新案登録に基づ いて特許出願をするこ
- その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から三年を経過したとき。

二 (略)

三 |評価の請求に係る実用新案法第十三条第二項の規定による最初の通知を受けた日から三十日を経過したとき。 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、 実用新案登録出願 人又は実用新案権者でない者がした実用 新 案技

四 (略

- 該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、 出 録 十三条の二第三項において準用する場合を含む。 一願の時にしたものとみなす。 0 前項の規定による特許出願は、 願書に添付した明細書、 実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、 ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許 その願書に添付した明細書、 及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、 特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用 第三十六条の二第二項ただし書、第四十一条第四項、 この限りでない その実用新案登録に係る実用 第四十三条第一項 新案登 出 新 (第四 . 願 に 登
- 3 後六月以内にその特許出願をすることができる をすることができないときは、 第 項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第三号に規定する期間を経過するまでにその 同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日 (在外者にあつては、二月)以内でその期間 特 の経過 出

4 (略

5 第四十四条第三項 及び第四項の規定は、 第一項の 規定による特許出願をする場合に準用する。

出願審査の請求)

第四十八条の三 る。 特許出 願があつたときは、 何 .人も、 その日から三年以内に、 特許庁長官にその特許出願につ いて出願審査の請求をすることができ

- 2 願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から三十日以内に限り、 願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、 第四十四 条第一 項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、 出願審査の請求をすることができる。 第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願 前項の期間 の経過後であつても、 その特許出願の分割 の変更に係る特 許 出 出
- 3 出願審査の請求は、取り下げることができない。
- 4 0 とみなす。 項又は第二項 の規定により 、出願審査の請求をすることができる期間内に 出 .願審査の請求がなかつたときは、 この特許 出願 は 取 ŋ 下 - げたも

(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知

第五十条の二 審査官は、 前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、 当該拒絶の 理 由 が、 他の 特許 出 願

当

態になかつたものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。 において準用する場合を含む。)の規定による通知 なつているものに限る。 特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたことと)についての前条 (第百五十九条第二項 (当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願 (第百七十四条第一項において準用する場合を含む。 の出願人がその内容を知り得る状 及び第百六十三条第二項

(訴訟との関係)

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、 審決が確定し、 又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2

出願公開

第六十四条 をしなければならない。 特許庁長官は、 次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、 特許出願の日 から一年六月を経過したときは、 特許掲載公報の発行をしたものを除き、 同様とする。 その特許出願に 、て出願 公開

2 • (略)

(出願公開の請求)

第六十四条の二 特許出願人は、 次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、 その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

第一 る場合を含む。 その特許出願が第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、 二項 (第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。) に規定する書類及び第四十三条第五項 に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合 (第四十三条の二第三項において準用す 第四十三条

(略)

2 (略)

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2 前項の規定による請求権は、 特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

- 3 ては、 特許出 1願人は、 第 項に規定する補償金の支払を請求することができない。 その仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その設定行為で定めた範囲内において当該特許出願に係る発明を実施した場合につ
- 4 項の規定による請求権の行使は、 特許権の行使を妨げない。

- 5 とき、 初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは 出願 第一項の請求権は、 第百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき 公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が 初めから生じなかつたものとみなす。 (更に第百十二条の二第二項の規定により特 確定 許 した 権
- 場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした 者を知つたときは、 まで並びに民法 とする。 第百一条、 第百四条から第百四条の三まで、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の七まで及び第百六十八条第三項 (明治二十九年法律第八十九号) 第七百十九条及び第七百二十四条 (不法行為) 同条中 「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」とあるのは、 の規定は、 「特許権の設 第一項の規定による請求権を行使する 定の 登録の日」と読み替えるも から第六項

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (略)

2 (略)

- 3 いて出願公開がされているときは、この限りでない。 前項の登録があつたときは、 次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。 ただし、 第五号に掲げる事項については、 その特許
- 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 一特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 特許番号及び設定の登録の年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(略)

(存続期間)

第六十七条 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。

2 特許権の存続期間は、 その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目 的

出

. 願 に

施をすることができない期間があつたときは、 手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、 五年を限度として、 延長登録の出願により延長することができる。 その 特許 発明の実

第六十七条の二の二 提出しなければならない。 までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、 第六十七条第一項に規定する特許権の存続期 間 0 満 了前六日 月 0) 前

- 一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許番号

第六十七条第二項の政令で定める処分

2 · 3 (略)

(特許権等の放棄)

第九十七条 特許権者は、 あるときは、 これらの者の承諾を得た場合に限り、 専用実施権者、 質権者又は第三十五条第一 その特許権を放棄することができる。 項、 第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者が

2·3 (略)

(登録の効果)

第九十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

特許権の移転 (相続その他の一般承継によるものを除く。)、信託による変更、 放棄による消滅又は処分の制限

二·三 (略)

2

前項各号の相続その他の一般承継の場合は、 遅滞なく、 その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

(特許権者等の権利行使の制限)

第百四条の三 (略)

2 (略)

3 0 方法を提出することを妨げない。 第百二十三条第二項ただし書の規定は、 当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第 項の規定による攻撃又は防御

(主張の制限)

第百四条の四 特許権若しくは専用実施権の侵害又は第六十五条第一項若しくは第百八十四条の十第一項に規定する補償金の支払の請求に係る訴訟

賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。 本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害 の終局判決が確定した後に、 次に掲げる審決が確定したときは、 において、 当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え 当該審決が確定したことを主張することができない。 (当該) 訴 訟を

- 一 当該特許を無効にすべき旨の審決
- 二 (略)
- 当該特許の 願書に添付した明細書、 特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

(特許料の納付期限)

第百八条 以内に一 時に納付しなければならない。 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、 特許をすべき旨の査定又は審決 の謄 本の送達があ つた日から三十日

- 2 (略)
- 3 特許庁長官は、 特許料を納付すべき者の請求により、 三十日以内を限り、 第一項に規定する期間を延長することができる。
- 一 過誤納の特許料

第百十一条

既納の特許料は、

次に掲げるものに限り、

納付した者の請求により返還する。

既納の特許料の返還

- 二 特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料
- 三 特許 権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料 (当該延長登録がないとした場合における存
- 続期間の満了の日の属する年の翌年以後のものに限る。)
- た日から六月を経過した後は、 前項の規定による特許料の返還は、 請求することができない。 同項第 一号の特許料については納付した日から一年、 同項第二号及び第三号の特許料については審決が確定

第五章 削除

2

第百十三条から第百二十条まで 削除

(拒絶査定不服審判)

- 第百二十一条 審判を請求することができる。 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、 その査定に不服があるときは、 その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服
- 2 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、

とができる。 同項の規定にかかわらず、 その理由がなくなつた日から十四日 (在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をするこ

(特許無効審判)

第百二十三条 において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合

(略)

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされ たとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、 その特許に係る特許:

三~五 (略)

の移転の登録があつたときを除く。)。

六 その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき(第七十四条第一項の規定による請求に基づき、 その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)。

七(略)

2

四条の二第九項において準用する場合を含む。)又は第百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第百三十

ができる。 きに限る。 特許無効審判は、 又は同項第六号に該当することを理由とするものは、 何人も請求することができる。ただし、 特許が前項第二号に該当すること(その特許が第三十八条の規定に違反してされたと 当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求すること

3 (略)

4 通知しなければならない。 審判長は、 特許無効審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に

(延長登録無効審判)

第百二十五条の二(略)

2 第百二十三条第三項及び第四項の規定は、 延長登録無効審判の請求について準用する。

3 延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、 初めからされなかつたものとみなす。ただし、 延

審決が確定したときは、 長登録が第一項第三号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間 当該超える期間について、 その延長がされなかつたものとみなす。 の延長登録を無効にす 、 き 旨 0

(訂正審判)

第百二十六条 特許権者は、 願書に添付した明細書、 特許請求の 範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし

一 特許請求の範囲の減縮

その訂正は、

次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一誤記又は誤訳の訂正
- 三・四(略)
- 2 間は、 訂正 審 判は、 請求することができない。 特許無効審判が特許庁に係属した時 からその審決 (請求項ごとに請求がされた場合にあつては、 その全ての審決) が確定するまで
- 3 場合において、 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の 群の請求項」という。 当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下 があるときは、 当該 群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。 範囲の訂正をする場合には、 請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この
- 正に係る請求項を含む一群の請求項の全て)について行わなければならない。 訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、 願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合であつて、 請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、 当該明細書又は 当該明細書又 図 は 面 0 义 訂 面
- 5 的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、 項の明細書、 特許請求の範囲又は図面の訂正は、 願書に添付した明細書、 特許請求の範囲又は図面 特許請求の範囲又は図面 (外国語書面出願に係る特許にあつては (同項ただし書第二号に掲げる事 外国 語書面 項 を目
-)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- 6 項の明細書、 特許請求の範囲又は図面の訂正は、 実質上特許請求の範囲を拡張し、 又は変更するものであつてはならない。
- 7 明が特 許出願の 項ただし書第一号又は第二号に掲げる事項を目的とする訂正は、 際独立して特許を受けることができるものでなければならない。 訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発
- 8 一審判は、 特許 権の消滅 後においても、 請求することができる。 ただし、 特許が特許無効審判により無効にされた後は、 この限りでない
- あるときは、 特許権者は これらの者の承諾を得た場合に限り、 専用実施権者、 質権者又は第三十五条第一 訂正審判を請求することができる。 項、 第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者

第百二十八条 範囲又は図面により特許出願 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、 出願公開、 特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。 特許請求

(審判請求の方式)

- 第百三十一条 審判を請求する者は、 次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。
- 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 審判事件の表示
- 請求の趣旨及びその理由
- 2 (略)
- 3 訂正審判を請求する場合における第一 項第三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、 経済産業省令で定めるところにより記載したものでなけれ

ばならない。

4

訂正審判を請求するときは、 請求書に訂正した明細書、 特許請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

(審判請求書の補正)

- 第百三十一条の二 いずれかに該当するときは、 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、 この限りでない。 その要旨を変更するものであつてはならない。 ただし、 当該補正が次の各号
- 特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき。
- 次項の規定による審判長の許可があつたものであるとき。
- 第百三十三条第一項 (第百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。) の規定により、 当該請求書について補正をすべきことを命じ
- $\frac{2}{4}$ (略)

5

れた場合において、当該命じられた事項についてされるとき。

(共同審判)

第百三十二条 略

- 2 (略)
- 3 4 特許 項若しくは前項の規定により審判を請求した者又は第1 権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、 一項の規定により審判を請求された者の一人について、 共有者の全員が共同 審判手続の中断又は中止 して請求しなければなら の原 な
- [があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

(方式に違反した場合の決定による却下)

きことを命じなければならない。 審判長は、 請求書が第百三十一条の規定に違反しているときは、 請求人に対し、 相当の期間を指定して、 請求書について補正をすべ

- 2 きことを命ずることができる。 審判長は、 前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、 次の各号の一に該当するときは、 相当の期間を指定して、 その補正をす
- 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。
- 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
- 手続について第百九十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。
- 3 補正をしないとき、又はその補正が第百三十一条の二第一項の規定に違反するときは、 審判長は、 前二項の規定により、 審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその 決定をもつてその手続を却下することができる。
- 4 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

(不適法な手続の却下)

第百三十三条の二 審判長は、審判事件に係る手続 (審判の請求を除く。) において、不適法な手続であつてその補正をすることができないものに

2 ついては、 前項の規定により却下しようとするときは、 決定をもつてその手続を却下することができる。 手続をした者に対し、 その理由を通知し、 相当の期間を指定して、 弁明書を提出する機会を与えな

ければならない。

3 項の決定は、 文書をもつて行い、 かつ、 理由を付さなければならない。

(答弁書の提出等)

第百三十四条 (略)

2 • 3 (略)

4 審判長は、 審判に関し、 当事者及び参加人を審尋することができる。

特許無効審判における訂正の請求

項を目的とするものに限る。

第百三十四条の二 指定された期間内に 特許無効審判の被請求人は、 限り、 願書に添付した明細書、 前条第一項若しくは第二項、 特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。 次条、 第百五十三条第二項又は第百六十四条の二第二項の規定により ただし、 その訂正は、 次に掲げる事

- 一特許請求の範囲の減縮
- 二誤記又は誤訳の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明

几 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

2~6 (略)

ことができる期間内に限り、 は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。 第一 項の訂正の請求は、 同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、 取り下げることができる。この場合において、 第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又 特許請求の範囲又は図面について第十七条の四第 項の補正をする

·9 (略)

(不適法な審判請求の審決による却下)

第百三十五条 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、 被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、 審

(審判の合議制)

決をもつてこれを却下することができる。

第百三十六条 (略)

前項の合議体の合議は、過半数により決する。

3 (略)

2

(審判官の指定)

第百三十七条 特許庁長官は、各審判事件(第百六十二条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、 定による報告があつたものに限る。)について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。 第百六十四条第三項の規

2 てこれを補充しなければならない。 特許庁長官は、 前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつ

審判長)

第百三十八条 特許庁長官は、 前条第一項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

2 審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

(審判官の除斥)

第百三十九条 審判官は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 その職務の執行から除斥される。

- 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。
- 審判官が事件の当事者若しくは参加人の四親等内の血族、 三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、 保佐人、保佐監督人、 補助人又は補助監督人であるとき
- 四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
- 五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。
- 七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。
- 第百四十条 前条に規定する除斥の原因があるときは、 当事者又は参加人は、 除斥の申立をすることができる。

(審判官の忌避)

- 第百四十一条 審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、 当事者又は参加人は、 これを忌避することができる。
- 2 因があることを知らなかつたとき、 当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもつて陳述をした後は、審判官を忌避することができない。 又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。 ただし、 忌避の原

(除斥又は忌避の申立の方式)

- 第百四十二条 除斥又は忌避の申立をする者は、 その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。 ただし、 口頭審理におい ては、
- 口頭をもつてすることができる。
- 2 除斥又は忌避の原因は、 前項の申立をした日から三日以内に疎明しなければならない。 前条第二項ただし書の事実も、 同様とする
- 第百四十三条 (除斥又は忌避の申立についての決定) 除斥又は忌避の申立があつたときは、 その申立に係る審判官以外の審判官が審判により決定をする。 ただし、 その申立に係る審判官
- 2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

は、

意見を述べることができる。

- 3 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 第百四十四条 る行為については、 除斥又は忌避の申立があつたときは、 この限りでない。 その申立についての決定があるまで審判手続を中止しなければならない。 ただし、 急速を要す

(審判書記官)

第百四十四条の二(略)

- 2 (略)
- 3 なければならない。 特許庁長官は、 第一項の規定により指定した審判書記官が審判に関与することに故障があるときは、 その指定を解いて他の審判書記官を指 定し
- 審判書記官は、 審判事件に関し、 調書の作成及び送達に関する事務を行うほか、 審判長の命を受けて、 その他の事務を行う。
- 係る審判書記官は、 第百三十九条 (第六号を除く。) 除斥又は忌避についての審判に関与することができない。 及び第百四十条から前条までの規定は、 審判書記官に準用する。この場合において、 除斥又は忌避の申立てに

(参加)

5

第百四十八条 (略)

- 2·3 (略)
- 4 前項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。
- 5 効力を生ずる。 第一 項又は第三項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、 その中断又は中止は、 被参加人についても、 その
- 第百四十九条 参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。
- 2 ればならない。 審判長は、 参加の申請があつたときは、 参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、 相当の期間を指定して、 意見を述べる機会を与えなけ
- 3 参加の申請があつたときは、 その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする。
- 4 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。
- 5 第三項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(証拠調及び証拠保全)

- 第百五十条 審判に関しては、 当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、 証拠調をすることができる。
- 2 ができる 審判に関しては、 審判請求前は利害関係人の申立により、 審判の係属中は当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、 証拠保全をすること
- 3 前項の規定による審判請求前の申立は、特許庁長官に対してしなければならない。
- 4 特許庁長官は、 第二項の規定による審判請求前の申立てがあつたときは、 証拠保全に関与すべき審判官及び審判書記官を指定する。

- 5 して、 審判長は、 意見を申し立てる機会を与えなければならない 第一項又は第二項の規定により職権で証 拠調 アは証 拠保全をしたときは、 その結果を当事者及び参加 人に通 知 Ļ 相当 の 期 間 を指 定
- 6 項又は第二項 の証拠調又は証拠保全は、 当該事務を取り扱うべき地 の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる。

第百五十一条 この場合において、 項まで、 及び第二百十五条の三中 5 五条から第二百二十二条まで、 第一 第二百四十二条まで(証拠) 第百八十三条から第百八十六条まで、 一百一条から第二百四条まで、 第二百三十一条、 第百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第 同法第百七十九条中 「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。 第二百三十二条第一項、 第二百二十三条第一項から第六項まで、 及び第二百七十八条 第二百六条、 「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは 第百八十八条、 第二百七条、 第二百三十三条、 (尋問等に代わる書面の提出) 第百九十条、 一項 第二百十条から第二百十三条まで、 (期日の指定)、第九十四条 第二百三十四条、第二百三十六条から第二百三十八条まで、 第二百二十六条から第二百二十八条まで、 第百九十一条、 の規定は、 第百九十五条から第百九十八条まで、 (期日の呼出し)、第百七十九条から第百八十一 前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する 第二百十四条第 「顕著な事実」と、 第二百二十九条第一項から第三 一項から第三項まで、 第百九十九条第一項 第二百四十条か 同法第二百四条 第二百十 条ま

(職権による審理)

第百五十二条 て出頭しないときであつても、 審判長は、 当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、 審判手続を進行することができる。 又は第百四 十五条第三項の規定により定めるところに従

審理の併合又は分離)

第百五十四条 当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、 その審理の併合をすることができる。

2 前項の規定により審理の併合をしたときは、 さらにその審理の分離をすることができる。

審判の請求の取下げ)

第百五十五条 審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる。

2 (略)

3 以上 の請求項に係る特許の二以上の 請求項に うい て特許無効審判を請求したときは、 その 請 求は、 請求項ごとに取り下げることができる。

4 (略)

(審理の終結の通知)

第

ばならない。

百五十六条 審判長は、 特許無効審判以外の審判においては、 事件が審決をするのに熟したときは、 審理の終結を当事者及び参加 人に通知しなけ

- 2 0 第 審決の予告をした場合であつて同条第二項の規定により指定した期間内に被請求人が第百三十四条の二第 審判長は、 項の補正をしないときは、 特許無効審判においては、 審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。 事件が審決をするのに熟した場合であつて第百六十四条の二第 一項の審決の予告をしないとき、 一項の訂正の請求若しくは第十七 又は同項 条の
- 3 す ることができる。 審判長は、 必要があるときは、 前二項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、 審理 0) 再 開
- 4 得ない理由があるときは、 審決は、 第一項又は第二項の規定による通知を発した日から二十日以内にしなければならない。 この限りでない。 ただし、 事件が複雑であるとき、 その 他やむを

(訴訟との関係)

第百六十八条 審判において必要があると認めるときは、 他の審判の審決が確定し、 又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

- 2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、 必要があると認めるときは、 裁判所は、 審決が確定するまでそ
- 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、の訴訟手続を中止することができる。

3

4 たときも、 特許庁長官は、 また同様とする。 前項に規定する通知を受けたときは、 その特許権についての 審判の請求の 有無を裁判所に通 知するものとする。 その 審判 0 請

その旨を特許庁長官に通知するものとする。

その

訴訟手続が完結

- 書の却下の決定、 審決又は請求の取下げがあつたときも、 また同様とする。
- 5 通知するものとする。 規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、 裁判所は、 前項の規定によりその特許権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、 又はその通知後に最初に提出されたときは、 当該訴訟において第百四条の三第 その旨を特許庁長官 項
- 写 しの送付を求めることができる。 特許庁長官は、 前項に規定する通知を受けたときは、 裁判所に対し、 当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書 面

(審判における費用の負担)

第百六十九条 (略)

2 (略)

3 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人の負担とする。

4 民事訴訟法第六十五条(共同訴訟の場合の負担 の規定は、 前項の規定により請求人が負担する費用に準用する。

- 5 審判に関する費用 の額は、 請求により、 審決又は決定が確定した後に特許庁長官が決定をする。
- 6 訟費用等に関する法律 審判に関する費用の範囲 (昭和四十六年法律第四十号) 中これらに関する規定 額及び納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な給付については、 (第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。 その性質に反しない の例による。 、限り、 民 事訴

(費用の額の決定の執行力)

第百七十条 審判に関する費用の額についての確定した決定は、 執行力のある債務名義と同 一の効力を有する。

2

第百七十一条

確定審決に対しては、

当事者又は参加人は、

再審を請求することができる。

(再審の請求)

2 (再審の請求期間 (略)

第百七十三条 再審を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、 再審は、 請求人が審決が確定した後再審の理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。 同

3 かかわらず、 送達により審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、 その理由がなくなつた日から十四日 (在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。 第一項に規定する期間は、 請求人又はその法定代理人

4 審決が確定した日から三年を経過した後は、 再審を請求することができない。

再審の 理由が審決が確定した後に生じたときは、 前項に規定する期間は、 その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 (略) 5

審判の規定等の準

第百七十四条 兀 項、 [条第四項、 拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。 第百五十七条から第百六十条まで、第百六十七条の二本文、第百六十八条、 第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、 第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文、 第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、 第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は 第百五十五条第一項、 第百五十六条第一 第百三十三条の二、第百三十 項、 第三項 (及び第

第三項及び第四項、 第百三十一条第一項、 項、 第三 一項及び第四項、 第百五十七条、第百六十七条から第百六十八条まで、 第百三十一条の二第一項本文、第百三十二条第一項、 第百三十五条から第百五十二条まで、 第百五十四条、 第百六十九条第一項、 第二項及び第四項、 第百五十五条第一項から第三 第二項、 第百三十三条、 第五項及び第六項並びに第百七十条の規 二項まで、 第百三十三条の二、第百三十四 第百五十六条第一 項

2

項の

規定に

定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

- 3 三項及び第四 兀 は、 2条第四 第百三十一 正審判の確定審決に対する再審に準用する。 項、 条第一項及び第四項、 項、 第百三十五条から第百四十七条まで、 第百五十七条、 第百六十五条、 第百三十一条の二第 第百六十七条の二、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定 第百五十条から第百五十二条まで、 一項本文、 第百三十二条第三項及び第四項、 第百五十五条第 第百三十三条、 一項及び第四項、 第百三十三条の二、 第百五十六条第一 第百三十 項、 第
- 4 民事訴訟法第三百四十八条第一項(審理の範囲)の規定は、再審に準用する。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

- 旨の 善意に輸入し、 審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延 百七十五条 登録があつた場合において、 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべ 又は日本国内において生産し、 その特許が物の発明についてされているときは、 若しくは取得した当該物には、 及ばない。 特許権の効力は、 当該審決が確定した後再審の請求の 登 長した き旨 前
- が あったときは、 た特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、 特許権の効力は、 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、 及ばない。 又は拒絶をすべき旨の審決 1の登録 が あ

←五 (略)

第百七十六条 た旨の登録があつたときは、 事業の準備をしている者は、 審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、 当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はそ その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、 その特許権について通常実施権を有する。 又は拒絶をすべき旨

等裁判所の専属管轄とする。 百七十八条 審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書又は第百三十 -四条の二第一 項の 訂正 の請求書の 却下の決定に 対する訴えは、 東京高

(審決等に対する訴え)

2 前項 の訴えは、 当事者、 参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、 提起することができる。

3~6 (略)

(審決又は決定の取消し)

第百八十一条 (略)

2 審判官は、審理を行うに際し、 合におい 審判官は、 て、 審決の 前項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、さらに審理を行い、 取消しの判決が、 当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない。 第百三十四条の二第一 項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち 審決又は決定をしなけれ 一部の請求項に 0 て確定したときは、 ばならない。

(国際出願による特許出願)

第百八十四条の三 ②6)又は第十四条②の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四条①ijの指定国に日本国を含むもの に限る。)は、 その国際出願日にされた特許出願とみなす。 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約 (以下この章において 「条約」という。) 第十一 (特許出願に係るも 条(1)若しくは

2 -用する場合を含む。 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願 の規定は、 適用しない。 (以 下 「国際特許出願」という。)については、 第四十三条 (第四十三条の二第三項に において

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第百八十四条の四 許出願 長官に提出しなければならない。 第三条(2)に規定する明細書、 という。) から二年六月 (当該書面の 以内に、 (以 下 外国 提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。 当該翻訳文を提出することができる。 語でされた国際特許出願 「国内書面提出期間」という。)以内に、 請求の範囲、 ただし、 国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第 図面 (以 下 (図 面 の中の説明に限る。 「外国語特許出願」という。)の出願人は、条約第二条(xi) 前条第一 以下この条において同じ。 項に規定する国際出願日 にあつては、 当該書面の提出の日から二月 。 以 下) 及び 一項に規定する書面を提出した外国 要約の日本語による翻訳文を、 国際出願日」という。 の優先日(以下「優先日」という。 (以下 翻訳文提出 における条約 特 特許庁 例期間

~7 (略)

(国内公表等)

第百八十四条の九 (略)

2~4 (略)

び 第一 玉 .際特許出願については、第四十八条の五第一項、 号並びに第百九十三条第二項第一号、 項の国際公開」 と 外国語特許出願にあつては 第二号、 第四十八条の六、第六十六条第三項ただし書、 第六号及び第九号中「出願公開 「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。 とあるのは、 第百二十八条、 日本語特許出願にあつては 第百八十六条第一項第一号及 「第百八十四条の

6·7 (略

(補正の特例)

第百八十四条の十二(略)

- 2 (略
- 3 は、 れた外国 国際特 出 願 審 語特許出願のうち、 許 査の請求があつた後を除く。) 出 願 0) 出 「願人は、 国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求の 第十七条の三の規定に に限り、 願書に添付 かかわらず、 た要約書について補正をすることができる。 優先日 から一年三月以内 あつた国際特 (第百八十四条の 許 出 |願で あつ 兀 て国際公開がされているものに 第 項の規定により 翻 訳文が 提 出

(特許出願等に基づく優先権主張の特例

《百八十四条の十五 (略)

- 2 · 3 (略)
- 求 の 実用 玉 際 [若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、 第四十一条第一 条に規定する国 新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八 出 範囲又は図面」 請求の範囲又は図面」と、 願 の明細書、 項 [際公開」 とあるのは 請求の範囲又は図 \hat{O} 先 0) 出 と、 願が 「先の 「について出願公開」とあるのは 第四十二条第 :国際特許出願又は実用新案法第四 出 面 願の第百八十四条の四第一 と 一項中 同 条第三項中 「その出願の 「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第 「先の出 ·四条の四第一項若しくは同法第四十八条の 「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成され 項又は実用新案法第四十八条の 第四十一条第一項及び第二項中 日 十八条の三 から一年三月を経過した時」とあるの 願の願書に最初に添付した明 一第二項 の国際実用新案登録出願である場合における第四 四第 河細書、 「願書に最初に添付した明 一項の国際出願日における国際 特許請求の範囲若しくは実用)四第一 は 「第百八十四条 項の 国際出 項の 願日から一年三月 の四第六項若しくは た特許協力条 国際出願日 細 書、 特 出 許 新 案 に 請 願 条第 約 登 お 求 \mathcal{O} 第二 明 け 録 \mathcal{O} 細 範

出願の変更の特例)

経過した時のいずれか遅い時」とする。

号 中 語書面」 百八十四条の十八 「外国語書面出 とあるの は 外国 願 「第百八 とあるのは 語特許出願に係る拒絶の査定及び特許無効審判については、 十四条の 「第百八十四条の四第一 四第 一項 0 国 際出 願 治に 項の外国語特許出願」 おけ る国 際出願の)明細 と、 書 第四十九条第六号並びに第百二十三条第 第四十九条第六号及び第百二十三 請求の範 囲又は図面」とする。 一条第一 項第五 項第 号中 号 及び第一

訂正の特例)

百八 語 書面 厄 条の 出願」とあるのは 外 国 語 特許出願に係る第百三十 「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、 应 |条の| 第 項 0 規定による訂正 外国語書面」 及び訂正 とあるのは 判 の請求について 「第百八十四条の四第一 は、 第百二 十六条第 項の 玉 五. 際 出 中 願

における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

.願

(決定により特許出願とみなされる国際出

(略)

第百八十四条の二十

2~5 (略)

出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、 第百八十四条の十五第一項、 第百八十四条の三第二項、 第三項及び第四項並びに第百八十四条の十七から前条までの規定は、 第百八十四条の六第一項及び第二項、 第百八十四条の九第六項、 政令で定める。 第百八十四条の十二から第百八十四条の 第四項の規定により特許出願とみなされ 应 た国 ま

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第百八十五条 する場合を含む。)、第百三十二条第一項 十五条、 用する場合を含む。 十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、 第百二十六条第八項 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、 第八十条第一項、 (第百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。) 、第百二十八条 第九十七条第 (第百七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第百七十五条、 項、 第九十八条第一項第一号、 請求項ごとに特許がされ、 第百十一条第一 第六十五条第五項 又は特許権があるものとみなす。 項第二号、 (第百三十四条の二第九項におい (第百八十四条の十第二項にお 第百七十六条若しくは第百九 第百二十三条第三 項、 、て準用 第百二 いて準

(特許公報)

第百九十三条 (略)

2 特許公報には、 この法律に規定するもののほ か、 次に掲げる事項を掲載しなければならない。

出 願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の 放棄、 取下げ若しくは却下又は特許権の 存続期 間 の延長登録の 出 取

一·三 (略)

兀 規定によるものに限る。 権の消滅 (存続期間の満了によるもの及び第百十二条第四項又は第五項の規定によるものを除く。 又は回復 (第百十二条の二第 二項 0

五 審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六 判又は再審の確定審決 (特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。)

七 正 した明細書及び特許請求の 範囲に記載した事項並びに図 一面の内容 (訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があ つたものに限る。

八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決 (特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。)

(書類の提出等)

第百九十四条 特許庁長官又は審査官は、 当事者に対し、 審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他 の物件の 提 出 を求

2 (略)

めることができる。

(手数料)

第百九十五条 略

2 \ \ 4 (略)

5 らの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、 を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許 (出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。 国以外の者がその額を納付しなけ は、 ればな

6 · (略)

らない。

8

で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、 第一項から第三項までの手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。 現金をもつて納めることができる。 ただし、 経済産業省令

ŋ 下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、 通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、 又は取

第三十九条第六項の規定による命令

9

第四十八条の七の規定による通知

第五十条の規定による通知

第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

10 前項の規定による手数料の返還は、 特許出願が放棄され、 又は取り下げられた日から六月を経過した後は、 請求することができない。

過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

12 11 前項の規定による手数料の返還は、 納付した日から一年を経過した後は、 請求することができない

行政不服審査法による不服申立ての 制限

第 百九十五条の四 査定又は審決及び審判若しくは再審の請求書又は第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定に

より不服を申し立てることができないこととされている処分については、 行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百九十七条 詐欺の行為により特許、 特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第百九十九条 (略)

(偽証等の罪)

(詐欺の行為の罪)

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、 又は免除することができる。

第二百二条 第百五十一条(第七十一条第三項及び第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。) において準用する民事訴訟 (過料)

法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、

十万円以下の過料に処する。

別表(第百九十五条関係)

五	四	111	11	<u> </u>	
(略)	第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	第百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	外国語書面出願をする者	特許出願(次号に掲げるものを除く。)をする者	納付しなければならない者
(略)	一件につき一万六千円	一件につき一万六千円	一件につき二万六千円	一件につき一万六千円	金額
	(略)	(略) (略) 第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者第百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	外国語書面出願をする者 第百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者 第百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	(略) (略) (略) (略)

t } +	(略)	(略)
+	審判又は再審(次号に掲げるものを除く。)を請求する者	き五千五百円を加えた額一件につき四万九千五百円に一
+ :	定審決に対する再審を請求する者特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確	一件につき五万五千円
+=	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	き五千五百円を加えた額一件につき四万九千五百円に
十四四	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千円

○実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)(抄)

(手続の補正)

第二条の二 実用新案登録出願、 案登録請求の範囲、 合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、 図面又は要約書について補正をすることができない。 請求その他実用新案登録に関する手続(以下単に「手続」という。)をした者は、 事件が特許庁に係属している場 願書に添付した明細書、 実用新

2·3 (略)

特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

ているとき。 手続が第二条の五第二項において準用する特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号)第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反し

一 (略)

三 手続について第三十二条第一 項 の規定により納付す × き登録料を納 付

5 兀 略 (略)

(手続の却下)

した期間内にその補正をしないときは、 一条の三 特許庁長官は、 前 条第四項、 その手続を却下することができる。 第六条の二又は第十四条の三の規定により手続の補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指

、特許法の準用

一条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、 この法律に規定する期間 及び期日 に準用する。

2 \(\) (略)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張

第八条 きは、 第 用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面 を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの 項の外国語書面) その実用新案登録出願の際に、 実用新案登録を受けようとする者は、 に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。 その承諾を得ている場合に限る。 次に掲げる場合を除き、 (先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつて その実用新案登録出願に係る考案について、 (以 下 ただし、 「先の出願」という。 先の出願について仮専用実施権を有する者があると)の願書に最初に添付 その者が実用新案登 した明 録 は、 (細書、 又 は 同 実 条 許

合

その実用新案登録出願が先の出願の日 から一年以内にされたものでない 場

二 5 五

伴う出願である場合には、 第四十三条第一 項 あ しくは特 べまで、 つては、 細 同法第七十九条、 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出 書、 第十一 実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面 許請求の範囲又は図 同条第一 条第 項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項 同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、 項の外国語書面) 項におい 当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類 面に相当するものに限る。 て準用する同法第三十条第一 に記載された考案)に記載された考案を除く。 願に係る考案のうち、 (当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第 項及び第一 (第十一条第一項において準用する場合を含む。 (当該先の出 項、 第十七 当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の .願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面 条、 につい 第二十六条において準用する同法第六十 ての第三条、 一項の規定による優先権の主 第三条の二本文、 (明細書、)の規定による優先権 実用新案登録請 意匠法 願 前 書に最初に添 条第 九条第二 出願であ (昭和三十四年 項 求 張又は同法 から 0) 0 る場合に (第二号 範 主 付 第三 した 囲 張 若

十三条の一 法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法 出願は、 一第三項及び第三十三条の三第三項 当該先の出願の時にされたものとみなす。 (同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。 (昭和三十四年法律第百二十七号) 0) 規定の適用については、 第二十九条並びに 当 ||該実用 新 案登 第三

- 3 願が第一 発行又は出願公開がされたものとみなして、 れ 基礎とされた出願に係る出願の際の書類 第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、 当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、 のうち、 た考案を除く。 第 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、 項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一 当該優先権の主張の基礎とされた先の については、 当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載 (明細書、 第三条の二本文又は同法第二十九条の二本文の規定を適用する。 出願の願書に最初に添付した明細書、 実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。 実用新案登録 同条第一項の外国語書面 実用 請求の範囲若しくは特許請 新案登録請求の範囲又は 当該先の出願についての優先権の主張 に記載された考 図 項若しくは第二項 求 面 0) に記載さ 案 範囲又は (当該先 に記載さ れ 公報 た考案 义 0) 面 0
- 第 項の規定による優先権を主張しようとする者は、 その旨及び先の出願の表示を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長官に 提出

(先の出願の取下げ等)

しなければならない。

第九条 該先の る場合には、 当該先の出願が放棄され、 出願について第十四条第二 前条第一 この限りでな 項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、 |項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられ 取り下げられ、 若しくは却下されている場合、 その 出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。 当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、 て 当 た

ことができない。 前条第一 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の 出 願人は、 先の出 願 の日 から一年三月を経過した後は、 その主張を取り 下げる

3 主張が取り下げられたものとみなす。 前条第一 項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出 願 が先 の出願の 日 から一年三月以内に取り下 げら れたときは、 同 時 に当 該 優 先 権

(出願の変更)

四十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。 特許 出 願 人は、 その特許出願 特 許法第四十六条の一 第 項 の規定による実用新案登録に基づく 、特許 出 願 (同法第 を除く。 兀 四条第一)を実用新案登 項 同

出 願 に変更することができる。 出 願の日から九年六月を経過した後は、 ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨 この限りでな の最 初の査定の謄本の 送達 が あ つた日から三月を経過し た後又は

- 絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を経過した後は、 出 項 、の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願 願の時にしたものとみなされるものを含む。)を除く。 意匠登録出 願人は、 その意匠登録出願 (意匠法第十三条第六項において準用する同法第十条の二)を実用新案登録出願に変更することができる。 (意匠法第十条の二第) 一第二項の規定により ただし、 三項 その意匠 の規定により当該意匠 特 許 法第四· 一登録 十六 出願について拒 この限りでな 条 のニ 登
- その において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。) けるこれらの規定の 前 実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合にお 一項の規定による出願の変更があつたときは、 適用、 第八条第四項の規定の適用並びに次条第一 その実用新案登録出願は、 項において準用する同法第三十条第三項及び第四十三条第一 の規定の適用については、この限りでない。 その特許出願又は意匠登録出願 の時にしたものとみなす。 項 (次条第一項 ただし、
- する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。 とあるのは、 ?のいずれか遅い日まで」とする。 項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三条第二項(次条第 「最先の日から一年四月又は実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出)の規定の適用については、 同法第四十三条第一 二項中 「最先の日 から 項に 願 0 年 お 日 兀 から三 |月以内 て準 用
- 5 (略)
- 6 れた期間を限り、 項ただし書に規定する三月の期間は、 延長されたものとみなす。 特許法第四条の規定により同法第百二十 一条第 項に規定する期間が延長されたときは、 その 延
- 7 する期間が延長されたときは、 第二項ただし書に規定する三月の期間は、 その延長された期間を限り、 意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定により意匠法第四十六条第 延長されたものとみなす。 項 に 規 定
- 8 官に提出されたものとみなす。 十三条の二第三項において準用する場合を含む。 八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第一項及び第二項 第 項に規定する出願の変更をする場合には、 もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、 の規定により提出しなければならないもの は、 当該新たな実用新案登 (次条第一項において準用する同 新たな実用新案登 録 出 願 と同 録 出 時 に に 特 0 法第四 庁長 て第
- 9·10 (略

(特許法の準用)

第十一条 特許法第三十条 (発明の新規性の喪失の例外)、 第三十八条 (共同出願) 第四十三条から第四十四条まで (パリ条約による優先権 主張

の手続等及び特許出願の分割)の規定は、実用新案登録出願に準用する。

2·3 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 できる。 実用新案権者は、 次に掲げる場合を除き、 願書に添付した明細書、 実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一 回に限りすることが

- 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。
- 実用新案登録無効審判について、第三十九条第 項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2~4 (略)

- 5 特許法第四条の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。
- 6 正をすることができる。 いときは、 第 項の訂正をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号に規定する期間を経過するまでにその訂正をすることができな 同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日 (在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその訂

7 13 (略)

(特許法の準用)

あるの 訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは 口 ための鑑定、 [復の措置] は 特許法第百四条の二から第百六条まで(具体的態様の明示義務、 第一 相当な損害額の認定、秘密保持命令、 号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、 規定は、 実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、 秘密保持命令の取消 Ļ 「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものと 特許権者等の権利行使の制限、 訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、 「当該審決が確定した」とあるのは 同法第百四条の四中 主張の制限、 当事者尋問等の公開停止 「次に掲げる審決が確定した」と 書類の提出等、 「当該審決が確定した又は 損害計 及び信用 0

(登録料の納付期限)

による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出 前条第一 項の規定による第一年 から第三年までの各年分の登録料は、 実用新案登録出 願 と同時に (第十条第 項若しくは第二 の規 願 の変

更又は出 願の分割と同時に)一時に納付しなければならない。

- 2 (略)
- 3 特許庁長官は、 登録料を納付すべき者の請求により、 三十日以内を限り、 第 項に規定する期間を延長することができる。

(既納の登録料の返還)

第三十四条 既納の登録料は、 次に掲げるものに限り、 納付 した者の請求により返還する。

- 過誤納の登録料
- 実用新案登録出願を却下すべき旨の処分が確定した場合の登録
- 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登

兀 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

2

できない。 分又は審決が確定した日から六月、 前項の規定による登録料の返還は、 同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、 同項第一号の登録料については納付した日から一年、 同項第二号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処 請求することが

(答弁書の提出等)

第三十九条 (略)

2 \ 4

(略)

5 による特許出願がされたときは、 審判長は、 実用新案登録無効審判の請求があつた場合において、 その旨を請求人及び参加人に通知しなければならない。 その請求後にその実用新案登録に基づい て特許法第四十六条の二第一項の規定

審判の請求の取下げ

第三十九条の二 審判の請求は、 審決が確定するまでは、 取り下げることができる

2

0

- 3 審判の請求人が前条第五項の規定による通知を受けたときは、 前 項の規定にかかわらず、 その通知を受けた日から三十日以内に限り、 その審判
- 4 特許法第四条の規定は、 請求を取り下げることができる。 前項に規定する期間に準用する。 この場合において、 同条中 「特許庁長官」とあるのは 審判長」 と読み替えるもの

とする。

5 審判の請求人がその責めに帰することができない理由により第三項に規定する期間内にその請求を取り下げることができないときは、 同 項 の規

が 定にかかわらず、 できる。 その 理 由 がなくなつた日から十 匝 日 (在外者にあつては、 二月) 以内でその 期間 の経過後六月以内にその 請 求を取り下 げること

6 (略)

特許法の準用

とあるのは「同法第三十九条第一項、 録 兀 一十五条 替えるものとする 前の実施による通常実施権) 第一 項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、 特許法第百七十三条 の規定は、 (再審の請求期間)、 第三項及び第四項」と、 再審に準用する。 第百七十四条第二項及び第四項 この場合において、 同法第三十八条の二第一項本文」と、 「から第百六十八条まで」とあるのは 同法第百七十四条第二項中 (審判の規定等の 「、第百六十七条の二、 「第百三十四条第 準 用) 「第百三十一条第一 並びに第百七 項、 十六条 同法第四十条」と読 第三項及び第四 項、 育 第百三十一条 審 0 請 項 求

2 特許法第四条の規定は、 前項 において準用する同法第百七十三条第一 項に規定する期間 に準 甪 ずる。

国際出願による実用新案登録出

第四十八条の三 係るものに限る。 6)又は第十四条②の規定に基づく国 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約) は、 その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなす。 際 出願日が認められた国際出願であつて、 条約第四条(1)i)の指定国に日本国を含むもの (以下この章において 「条約」という。) 第十一条(1)若しくは (実用新案登録 出 . 願 に (2)

2 実用新案登録出 特許法第百八十四条の三第 願 という。 二項 に準用する。 (国際出願による特許 |出願 0) 規定は、 前項の 規定により 、実用新案登録出願とみなされ た国際 出 願 以 下 玉 際

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例

第四十八条の十 略

2 • (略)

0

る 許請求の範囲又は図 まで及び第九条第一 範 第八条第一 出 |囲又は図 公開」 先の 項の 出 画 とあるのは 願の と 先の 第四十八条の 項 同条第三項中 面 出 の規定の適用については、 願が国際実用新案登録出願 とあるのは 「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」 匹 第一 「先の出願の 「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四 項又は 特許法第百八十四条の 願書に最初に添付した明細書、 第八条第一項及び第二 又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許 四第一 項中 項 \hat{O} 「願書に最初に添付した明細書、 実用 玉 際 新案登録請 出 .願日 第一 に お 項の国際出願日に ける国際出 求 \mathcal{O} 出願である場合における第八条第 範囲 岩しく 願 0 明 は 実用新案登 細書、 特許 おける国 請 請 求 求 0) 際 録 0) 範 出 請 と 範 井 願 求 囲 又 0 第九条第一 は 明 範 又 は 項 义 細 囲 から 若 义 書 面 しくは 画 とあ 請 項 لح 求

第四十八条の四第一項若しくは同法第百八十四条の四第一 中 ーその 出 願 の日から一年三月を経過した時」とあるのは 項 「第四十八条の四第六項若しくは特許法第百八十四条の四第六項の国内処 の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。 理 基 準時又は

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

第四十八条の十六 (略

2 \(\) (略)

5 日」とあるのは、 前項の規定により 実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、 「第四十八条の十六第四項に規定する決定の日」とする。 第二条の二第一項ただし書中「実用新案登録 出

第四十八条の六第一項及び第二項、第四十八条の七、第四十八条の八第三項、 第四十八条の九、第四十八条の十第一項、 第三項及び 第四 項、

四十八条の十二から第四十八条の十四まで並びに特許法第百八十四条の三第二項、 八十四条の十四の規定は、 第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、 第百八十四条の九第六項、 第百八十四条の十二第一項 これらの規定の準用 に関

及び第百

第

必要な技術的読替えは、 政令で定める。

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第二項、 特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、 一条第一 一十五条、 項、 第四十一条において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百三十 第四十四条、 第四十五条第一項において準用する同法第百七十六条、 第三十四条第一項第三号、 第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項におい 第三十七条第三項、 第十四条の二第八項、 第四十一条において準用する同 第二十六条におい · て準 て準用す 法第 用 する

(実用新案公報)

る同法第百九十三条第二項第四号の規定の適用については、

請求項ごとに実用新案登録がされ、

又は実用新案権があるものとみなす。

第五十三条 (略)

2 特許法第百九十三条第二項 (第四号から第六号まで、 第八号及び第九号に係る部分に限る。) の規定は、 実用新案公報に準用する。

(手数料)

第五十四条 (略)

2 • (略)

4

用 新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、 (実用新案技術評価の請求の手数料以外の政令 国と 玉 以 外の)者が. 自 己 の実

外の者がその額を納付しなければならない で定める手数料に限る。) は、 これらの規定に か かわらず、 これらに規定する手数料の金額に国 国以外の 者の 持 分の割合を乗じて得た額とし、 国以

5~8 (略)

(手数料の返還

第五十四条の二 (略)

- れたときは、 請求の手数料は、 第三十九条の二 その延長後の期間) 第三項又は第五項に規定する期間 その者の請求により返還する。 内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、 (同条第三項に規定する期間 [が同条第四項において準用する特許法第四条の規定により延 その請求人が前条第二項の規定により納付した審判
- 3 前項の規定による手数料の返還は、 実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から六月を経過した後は、 請求することができない
- 4 加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手数料は、その者の請求により返還する。 実用新案登録無効審判の参加人が第三十九条第五項の規定による通知を受けた日から三十日以内にその参加の申請を取り下げたときは、 その参

5

(略

- 6 ときは、 きない場合において、 実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により第四項に規定する期間内にその参加の申請を取り下げることがで 同項の規定にかかわらず、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手数料は、 その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月) 以内でその期間の経過後六月以内にその申請を取 その者の請求により返還する。
- 第四項及び前項の規定による手数料の返還は、 参加の申請が取り下げられた日から六月を経過した後は、 請求することができない。
- ときは、 る同法第百四十八条第二項の規定により審判手続を続行したときは、この限りでない。 第五項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間) 実用新案登録無効審判の参加人がその参加の申請を取り下げていない場合において、 その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手数料は、 その者の請求により返還する。 第四項又は第六項に規定する期間 内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げら ただし、 第四十一条におい (第四項に規定する期間 れた
- 9 前項の規定による手数料の返還は、 実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から一年を経過した後は、 請求することができない。
- 10 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
- 11 前項の 規定による手数料の返還は 納付した日から一 年を経過した後は、 請求することができない

(過料)

第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、 第四十一条において、 又は第四十五条第一 項において準用する同

法第

又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、 百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第 十万円以下の過料に処する。 一項の規定により宣誓した者が特許庁

○意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)(抄)

(意匠登録の要件)

工業上利用することができる意匠の創作をした者は、 次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、 頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠

三 (略)

2 (略)

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

2 その者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。 関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠) も、 その該当するに至つた日から六月以内に (発明、 実用新 意匠又は商

前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、 一号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特 第三条第 一項第一号又は

(意匠登録出願)

許庁長官に提出しなければならない。

3

第六条 意匠登録を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に

提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

一 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

プラフ (女ゴ)

意匠に係る物品

2~7 (略)

(関連意匠)

る意匠 四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラ 第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。 のパリ条約第四条C4の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A2の規定により最初の出願と認められた出願の日。 年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日 て同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、 ッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、 意匠登録出願人は、 (以 下 関連意匠」 という。) 自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち については、 当該関連意匠の意匠登録出願の日 第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報 の発行の日前である場合に限り、 から選択した一の意匠 (第十五条において準用する特許法第四十三条第一 (以 下 第九条第 「本意匠」という。)に 項又は第二項 以下この 千九百五十八 項 項又は第 への規定 類似す 12 (同条 お

2~4 (略)

にかかわらず、

意匠登録を受けることができる。

(意匠登録出願の分割)

第十条の二 (略)

2

3

- において準用する場合を含む。 第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、)の規定の適用については、この限りでない。 新たな意匠登録出願は、 もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。 (第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項 ただし、 第 匹 条
- れたものとみなす。 の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、 ついて第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第 項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、 もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、 項 当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に (第十五条第 一項において準用する同法第四 新たな意匠 . 登 一十三条 出 出さ 願

出願の変更)

本の送達があつた日から三月を経過した後は、 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。 この限りでない。 ただし、 その特許出願について拒絶をすべき旨 0) 最初 0 査 定 の謄

2 (略)

3 第一項ただし書に規定する期間は、 特許法第四条の規定により同法第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、 その延長された期

間を限り、延長されたものとみなす。

4~6 (略)

(秘密意匠)

第十四条 意匠登録出願人は、 意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができ

る。

年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。 前項の規定による請求をしようとする者は、 次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、 又は第四十二条第一項の規定による第

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 一 秘密にすることを請求する期間

意匠登録出願人又は意匠権者は、 第一項 の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならな

V

特許庁長官は、

次の各号の一に該当するときは、

- 意匠権者の承諾を得たとき。
- その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、 審判、 再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
- 三 裁判所から請求があつたとき。

利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出 して請求したとき。

(特許法の準用)

兀

第十五条 から一年四月」とあるのは、 例による優先権主張)の規定は、 特許法第三十八条 (共同出願)、第四十三条第一項から第四項まで (パリ条約による優先権主張の手続) 「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。 意匠登録出願に準用する。 この場合において、同法第四十三条第二項中 「次の各号に掲げる日のうち最先の日 及び第四十三条の二(パリ条約

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第 項、 第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利) の規定は、 意匠登録を受ける権利に準用す

る。

3 (略)

(補正後の意匠についての新出願)

第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠

登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、 その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

- 2 (略)
- 第十七条の四 特許庁長官は、 遠隔又は交通不便の地にある者のため、 請求により又は職権で、 前条第一項に規定する期間を延長することができる。
- 2 審判長は、 遠隔又は交通不便の地にある者のため、 請求により又は職権で、 第五十条第一項 (第五十七条第一項において準用する場合を含む)
- (意匠権の設定の登録

において準用する前条第

項に規定する期間を延長することができる。

第二十条 (略)

2 第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、 意匠権の設定の登録をする。

3 • 4 (略)

(関連意匠の意匠権の移転)

- 第二十二条 (略)
- 2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、 無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、 当該本意匠に

係る関連意匠の意匠権は、 分離して移転することができない。

(意匠権の移転の特例)

第二十六条の二 (略

- 2 (略)
- 3 第一 項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、 その意匠権は、 初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみな

4

す。

(略)

(専用実施権

第二十七条 (略)

2 (略)

ができる。

3 係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、 すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、 無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、 当該本意匠に 設定すること

4

、特許法 略 の準用

第三十六条 権の消滅)、 特許法第六十九条第一項 第九十七条第一項 (放棄) 並びに第九十八条第一項第一号及び第二項 及び第一 項 (特許権の |効力が及ばない範囲)、 (登録の効果) 第七十三条 (共有)、第七十六条 の規定は、 意匠権に準用する。 (相続人が ない 場 合 0) 特

(特許法の準用)

第四十一条 計算のための鑑定、 (措置) の規定は、 特許法第百四条の二から第百五条の六まで 意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。 相当な損害額の認定、 秘密保持命令、 (具体的態様の明示義務、 秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の 特許権者等の権利行使の 請求の 制 限 主 通知等) 張の 制 及び第百六条 限、 書類 \mathcal{O} 提 (信用) 出 等、 損害 口 復

(登録料)

第四十二 に、 次に掲げる金額を納付しなければならない 意匠権の 設定の登録を受ける者又は意匠権者は、 登録料として、 第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、 一件ごと

第一年から第三年まで 毎年八千五百円

第四年から第二十年まで 每年一万六千九百円

2 前項の規定は、 国に属する意匠権には、 適用しない。

3 る登録 第一 項の登録料は、 .料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、 意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第 国以外の者がその額を納付しなければ ならない。 項 の規定にか か わらず、 同 項 べに規 定す

前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、 その端数 は、 切り捨てる。

は、 経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。 項の登録料の納付は、 経済産業省令で定めるところにより、 特許印紙をもつてしなければならない。 ただし、 経済産業省令で定める場合に

(登録料の納付期限)

5 4

第四十三条 付しなければならない 前条第一項第一号の規定による第一年分の登録料は、 意匠 登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日 から三十日以内に納

2 前条第 項の規定による第二年以後の各年分の登録料 は、 前年以 前に納付し なけ ればならない。

3 許庁長官は、 登録料を納付すべき者の請求により、 三十日以内を限 ŋ, 第一 項に規定する期間を延長することができる。

、登録料の追納

第四十四 温後六月以内にその登録料を追納することができる。 条 意匠権者は、 前条第二項に規定する期間内に 登録料を納付することができないときは、 その 期 間が経過 した後であつても、 その 間 0

- 2 付しなければならない。 前項の 規定により登録料を追納する意匠権者は、 第四十二条第一 項 の規定により納付すべき登録料の ほ か、 その登録料 ع 司 額 0 割 増 登 録 料 を納
- 3 には、 前項の割増登録料の納付は、 経済産業省令で定めるところにより、 経済産業省令で定めるところにより、 現金をもつて納めることができる。 特許印紙をもつてしなければならない。 ただし、 経済産業省令で定め る場合
- 4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項 前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。 の割増登録料を納 付しないときは、 その 意匠 権

(登録料の追納による意匠権の回復)

- 第四十四条の二 る期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、 た日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、 その登録料及び割増登録料を追納することができる。 同条第一 項の規定により登録料を追納することができ その 理由がなくな
- 2 続していたものとみなす。 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、 その意匠権は、 第四十三条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼ つて存

回復した意匠権の効力の制限)

第四十四条の三 る物品には、 できる期間の経過後意匠権の回復の登録前に輸入し、 及ばない。 前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、 又は日本国内において製造し、 その意匠権の効力は、 若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係 第四十四条第 項 の規定により登録料を追納することが

- 登 **一録前における次に掲げる行為には、** 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、 及ばない。 第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠 権の 口 復
- 一 当該意匠又はこれに類似する意匠の実施
- 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、 譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為
- 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、 貸渡し又は輸出のために所持した行為

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第百十条 (利害関係人による特許料の納付) 並びに第百十一条第一項 (第三号を除く。) 及び第三 二項 (既納の特許料の 返還)

0

規定は、 登録料に準用する。

(拒絕查定不服審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、 その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審

判を請求することができる。

2 同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をするこ 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、

とができる。

(特許法の準用)

第五十八条 特許法第百七十三条及び第百七十四条第四項の規定は、 再審に準用する。

(手続の補正)

2 •

(略)

特許法第百七十四条第二項の規定は、 意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十条の三 意匠登録出願、 ることができる。 請求その他意匠登録に関する手続をした者は、 事件が審査、 審判又は再審に係属している場合に限り、 その補正をす

(意匠原簿への登録)

第六十一条
次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

意匠権の設定、 移転、 信託による変更、 消滅、 回復又は処分の制限

(略)

2 • 3 (略)

(意匠公報)

第六十六条 (略)

意匠公報には、この法律に規定するもののほか、 次に掲げる事項を掲載しなければならない。

意匠権の消滅 (存続期間の満了によるもの及び第四十四条第四項の規定によるものを除く。 又は回復 (第四十四条の二第二項の規定による

ものに限る。

二 ~ 四 (略)

3

(略)

(手数料)

第六十七条 次に掲げる者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

兀 意匠登録証の再交付を請求する者

Ŧī. 第六十三条第一項の規定により証明を請求する者

六 第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

七 第六十三条第一項の規定により書類、 ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者

別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 第六十三条第一項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

3

これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、 意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、 国以外の者がその額を納付しなければならない。 国と国以外の者が自己の意匠権又は は、 これらの規定にかかわらず、

5 • 6 (略)

7 過誤納の手数料は、 納付した者の請求により返還する。

8 前項の規定による手数料の返還は、 納付した日から一年を経過した後は、 請求することができない。

(特許法の準用

2

第六十八条 条中「第百二十一条第一項」とあるのは、 特許法第三条から第五条まで (期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、 「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と読み替えるものとする。 同 法第四

「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、 の規定は、 意匠登録出願、 請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは 同法第十四条中 第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九 「拒絶査定不服審判」とあるのは 「拒絶査定不服審判又は補正却下決定 十四四 条

不服審判」と読み替えるものとする。

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 の罰金に処し、 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下

2 • (略)

又はこれを併科する。

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第三項におい 七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。 て、又は同条第四項において準用する同法第百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百

別表 (第六十七条関係)

	納付しなければならない者	金額
	意匠登録出願をする者	一件につき一万六千円
<u>-</u> 七	(略)	(略)

○商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)(抄)

(定義等)

第二条 この法律で「商標」とは、文字、 図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合 (以下「標章」という。

であつて、次に掲げるものをいう。

·二 (略)

2 (略)

3 この法律で標章について 「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

商品又は商品の包装に標章を付する行為

- 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、 引き渡し、 譲渡若しくは引渡しのために展示し、 輸出し、 輸入し、 又は電気通 信回: 線 を通
- 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物 (譲渡し、 又は貸し渡す物を含む。 以下同じ。) に標章を付する行為

ľ

て提供する行為

- 几 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを用いて役務を提供する行為
- 五. 供のために展示する行為 役務の提供の用に供する物 (役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。) に標章を付したものを役務の提
- 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
- 七 面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。)により行う映像
- 八 商品若しくは役務に関する広告、 価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、 若しくは頒布し、 又はこれらを内容とする情報に標章を付
- 前項において、 商品その他の物に標章を付することには、 商品若しくは商品の包装、 役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関 する
- 5 · 6 (略)

広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。

して電磁的方法により提供する行為

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、 次に掲げる商標を除き、 商標登録を受けることができる。

- ·二 (略)
- 時期又はその役務の提供の場所、 る方法で表示する標章のみからなる商標 その商品の産地、 販売地、 質、 原 提供の用に供する物、 が材料で 効能、 用途、 数量、 効能、 形 用途、 状 (包装の形状を含む。 数量、 態様、 価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用)、価格若しくは生産若しくは 使用 方法若しくは いられ
- 四~六 (略)
- 2 (略)

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、 前条の規定にかかわらず、 商標登録を受けることができない。

·二 (略)

国際連合その他 の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同 一又は 類似の 商

四~十七 (略)

商品又は商品の包装の形状であつて、 その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商

十九 (略)

2 · 3 (略)

(商標登録出願)

第五条

(略)

2 商標」という。)について商標登録を受けようとするときは、 商標登録を受けようとする商標が立体的形状 (文字、 図形、 その旨を願書に記載しなければならない。 記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。 からなる商標 (以 下

立体

3 (略)

4 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一 部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、 の色彩である部分は、 その 商

(一商標一出願)

限りでない。

第六条 商標登録出願は、 商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、 商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。

3 (略)

地域団体商標)

第七条の二 のに、 のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の に広く認識されているときは、 定めのあるものに限る。)又はこれに相当する外国の法人(以下「組合等」という。 構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合 第三条の規定 (同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、 (法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、)は、その構成員に使用をさせる商標であつて、 地域団体商標の商標登録を受 正当な理 次の各号 由 が な

√ 三 (略)

けることができる。

2~4 (略)

(出願時の特例)

として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、 その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務 .開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、 約の同盟国、 世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、 世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者 その出品又は出展の時にしたものとみなす。 リ条約 又はパリ 0) 同

ら三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、 その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面を商標登録 その旨を記載した書面を商標登 録 出 「願と同・ 時に特許庁長官に提 出 願 0) 日 出し か

第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、 パリ条約第四条の規定の例により、 商 標登 録出

願について、

これを主張することができる。

世界貿易機関の れる者を含む。 日 規定する加盟国 本国民又はパ 加 IJ の国民をいう。 盟国の国民 条 約 0 同 盟国 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 C 第一条3 0 玉 又は商標法条約の締約国の国 民 (パリ条約第三条の規定により同盟国 民 [の国民とみなさ パリ条約の 世界貿易機関 商 標法条約 の締約国 同 盟国、 0) 加盟国又は商標法条約 世 界貿易機関の 加盟国 0 締 約国 又は

商標登録出願の分割

第十条 (略)

用 する特許法 て準用する場合を含む。)の規定の適用については、 の場合は、 (昭和三十四年法律第百二十 新たな商標登録出願は、 もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。 一号) 第四十三条第 この限りでない。 項及び第二項 (第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項にお ただし、 第九条第二項 並びに第十三条第 項に お いて準

3 れたものとみなす。 の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、 ついて第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、 当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出さ (第十三条第一項において準用する同法第四 新たな商標登 録 一二条 出 願に

(出願公開)

第十二条の二 (略)

に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、 第三号及び第四号に掲げる事項については、 この限りでない。 当該事項を商標公報

•二 (略)

願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。 第十八条第三項第三号及び第二十七条第一項にお

四・五 (略)

て同じ。)

(特許法の準用)

第十三条 」と読み替えるものとする。 二第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、 加盟国の国民」とあるのは 同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは 特許法第四十三条第一項から第四項まで並びに第四十三条の二第二項及び第三項の規定は、 世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、 「商標登録出願の日から三月」と、 商標登録出願に準用する。 同条第三項中「前二項」とあるのは 同項中「若しくは世界貿易機関の この場合にお 同法第四十三条の 前 いて

(略)

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、 商標登録出願が次の各号のい ず れかに該当するときは、 その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなけ ればならな

V)

·二 (略)

その商標登録出願が第六条第一 項又は第二項に規定する要件を満たしていないとき。

(特許法の準用)

第十七条 定若しくは審決」 規定は、 特許法第四十七条第二項 商標登録出願の審査に準用する。 と読み替えるものとする。 (審査官の資格)、第四十八条 この場合において、 同法第五十四条第一項中 (審査官の除斥)、第五十二条 「審決」とあるのは (査定の方式) 及び第五十四条 「登録異議の申立てについ (訴訟との関 . ての決

(意匠法の準用)

第十七条の二 (略)

2 十七条の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。 意匠法第十七条の四の規定は、 前項又は第五十五条の二第三項 (第六十条の二第二項において準用する場合を含む。) において準用する同法第

(商標権の設定の登録)

第十八条 (略)

ら三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは、 第四十条第一 項の規定による登録料又は第四十一条の二第 商標権の設定の登録をする。 項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日か

3~5 (略)

(商標権の分割)

第二十四条 (略)

2

合に限り、 前項の分割は、 することができる。 商標権の消滅後においても、 第四十六条第一 一項の審判の請求があつたときは、 その事件が審判、 再審又は訴訟に係属し ている場

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標 (他の商標の一 部となつているものを含む。)には、 及ばない。

する商! 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、 芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表

おいて同じ。 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、 供する物、 効能、)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称 用途、 数量、 態様、 価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標 産地、 販売地、 品質、 原材料、 効能、 用途、 数量、 形状 (包装の形状を含む。 提 供の場所、 質、 提供の用 次号に

方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、 提供の場所、 産地、 質、 販売地、 提供の用に供する物 品質、 原材料 効能、 効能、 用途、 用途、 数量、 数量、 形状、 態様、 価格若しくは生産 価格若しく は

若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標

- 兀 当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている商標
- 五. 商品又は商品の包装の形状であつて、 その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

2 (略)

(登録商標等の範囲)

第二十七条 登録商標の範囲は、 願書に記載した商標に基づいて定めなければならない。

2 (略)

(他人の特許権等との関係)

第 品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。 出願の日前の出願に係る他人の特許権、 一十九条 商標権者、 専用使用権者又は通常使用権者は、 実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは 指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録 指 定商

(登録料)

第四十条 (略)

2·3 (略)

4

わらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、 第一項又は第二項の登録料は、 商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、 国以外の者がその額を納付しなければならない 第一項又は第二項の規定 に かか

5 · 6 (略)

(登録料の納付期限)

第四十一条 前条第一項の規定による登録料は、 商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければなら

ない。

2 特許庁長官は、 登録料を納付すべき者の請求により、 三十日以内を限り、 前項に規定する期間を延長することができる。

3 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 、ては、 商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、二万千九百円に区分の数を乗じて得た額を 商標権の設定の登録を受ける者は、 第四十条第 項の規定にかかわらず、 登録料を分割して納付することができる。 この場合にお

納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

- 2 までに、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。 、ては、 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、 更新登録の申請と同時に、 一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、 第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合にお 商標権の存続期間の満了前 五.
- 3~5 (略)
- 6 1 登録料を納付する場合に準用する。 前条第二項の規定は、 第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならな

(既納の登録料の返還)

第四十二条 既納の登録料は、 次に掲げるものに限り、 納付 した者の請求により返還する。

- 過誤納の登録料
- に第四十三条の三第二項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。 第四十一条の二第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料 (商標権の存続期間の満了 前五年まで
- 2 0 取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。 前項の規定による登録料の返還は、 同項第一号の登録料については納付した日から一年、 同項第二号の登録料については第四十三条の三第二項

登録異議の申立て)

第四十三条の二 ごとに登録異議の申立てをすることができる。 て登録異議の申立てをすることができる。この場合において、 何人も、 商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、 二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、 特許庁長官に、 商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理 指定商品又は指定役務 は由とし

· 二 (略)

(申立ての方式等)

第四十三条の四 登録異議の申立てをする者は、 次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示
- 三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示
- 2 前項の規定により提出した登録異議申立書の補正は、 その要旨を変更するものであつてはならない。 ただし、 第四十三条の二に規定する期間の

経過後三十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項についてする補正については、この限りでない。

- 3 特許庁長官は、 遠隔又は交通不便の地にある者のため、 請求により又は職権で、 前項に規定する期間を延長することができる。
- 4 (略)
- 5 第四十六条第三項の規定は、登録異議の申立てがあつた場合に準用する。

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 ことができる。 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、 その査定に不服があるときは、 その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に審判を請求する

2 規定にかかわらず、 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、 その理由がなくなつた日から十四日 (在外者にあつては、 二月) 以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることがで 同 項 0

(商標登録の無効の審判)

きる。

第四十六条 おいて、 商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、 その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。 指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。 この場合に

- 一・二 (略)
- その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき。
- 兀 きない者になつたとき、 商標登録がされた後において、 又はその商標登録が条約に違反することとなつたとき。 その商標権者が第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標権を享有することがで
- 五. となっているとき。 商標登録がされた後において、その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、 第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するも
- でなくなつているとき。 成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第 「域団体商標の商標登録がされた後において、 その商標権者が組合等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構 項各号に該当するもの
- 2 前項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。
- 3 に通知しなければならない。 審判長は、 第 項 の審判の請求があつたときは、 その旨を当該商標権につい ての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する

- 第四十六条の二 第四号 項 から第六号までに該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。 第四号から第六号までに該当する場合において、 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、 その商標登録を無効にす 商標権は、 べき旨の審決が確定したときは、 初めから存在しなかつたものとみなす。 商標権は、 ただし、 その 商標 商標登 登 録 が が 同 前 項
- 2 録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号から第六号までに該当するに至つた時を特定できないときは、 商 標 権 は そ 0 商

第四十七条 条第一項第三号に該当するときは、 反してされたとき、 商標登録が第四条第一項第十五号の規定に違反してされたとき(不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。 商標登録が第三条、 商標登録が第四条第一項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき 第四条第一 その商標登録についての同項の審判は、 項第八号若しくは第十一号から第十四号まで若しくは第八条第 商標権の設定の 登録の 日から五年を経過した後は、 (不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除 項、 第一 二項 若しくは 又は商標登録が第四 第五項 請求することが 0) 規 定 十六 に 違

略

第五十五条 第四十六条第三項の規定は、 第五十条第一項、 第五十一条第一項、 第五十二条の二第一 項、 第五十三条第一 項又は第五十三条の二の

特許法の準用

この請求があつた場合に準用する。

0

条第一 法第百五十六条第 九条第一 三十四条第一 五十六条 と 効果、 項、 第 条の二第一 項、 同法第百三十二条第一項及び第百六十七条中 項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一 第百五十七条、 項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは 審判の請求、 第五十三条第一 特許法第百三十一条第一項、 項、 項第一号中 加 一項中 第三項及び第四項、 人若しくは登録異 第百五十八条、 審判官、 「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理 「特許無効審判以外の審判においては、 項又は第五 審判の手続、 八議申立 第百六十条第一項及び第二 第百三十五条から第百五十四条まで、 十三条の二の審判」と、 第百三十一条の二第一項 人 訴訟との関係及び審判における費用) と、 同 「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、 条第三号中 同 項、 事件が」とあるのは 法第百三十九条第一号、 「商標法第四十六条第一項、 (第二号及び第三号を除く。)、第百三十二条から第百三十三条の二まで、 「当事者又は参加 第百六十一条、 項において準用する特許法第百三十一条第 第百五十五条第一項及び第二項、 人 の規定は、 第百六十七条並びに第百六十八条から第百七十条まで 「事件が」と、 とあるの 第二号及び第五号中 審判に準用する。 第五十条第 は 当 同法第百六十 並びに同法第百四十五条第一]事者、 項 第百五十六条第一 参 「当事者若しくは この場合におい 第五十一 加 由」とあるのは -一 条 中 人又は 項第三号に掲げる請求の理 条第一 登 「拒絶査定不服審判」 録異 項、 、議申立 項、 て、 「商標法第四 **加人** 項及び第百 同法第 第三項 第五 とあるの 十二条 父び第 百三十 六十 十六 第 同 由

は

ŋ, 同 法第百六十八条第一項中 及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは 「他の審判の審決」とあるのは 「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとす 「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と

2 (略)

る。

(特許法の準用

第六十一条 み替えるものとする。 一項中「第百六十七条から第百六十八条まで」とあるのは 場合において、 「商標法第四十六条第一項、 特許法第百七十三条 同法第百七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは 第五十条第一項、 (再審の請求期間) 第五十一条第一 並びに第百七十四条第二項及び第四項 「第百六十七条、第百六十八条」と、 項、 第五十二条の二第一項、 (審判の規定等の準用) 第五十三条第 「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるの 「取消決定又は審決」と、 一項又は第五十三条の二の審判」と読 の規定は、 同法第百七十四条第 再審に準用する。

(審決等に対する訴え)

第六十三条 (略)

無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第 八条第二項中「当該審判」 おける特許庁長官の意見、 十三条の二の審判」と読み替えるものとする。 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等) とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、 審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付) 項、 第五十条第一 及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、 項、 第五十一条第一項、 の規定は、 審判」 と、 前項の訴えに準用する。 第五十二条の二第一項、 同法第百七十九条中 この場合におい 「特許無効審判若しくは延長登録 出訴の 第五十三条第一 通 知等、 項若しくは第五 審決取 同法第百 消 訴 七十 訟に

(登録料の納付期限)

2

第六十五条の八 ればならない。 前条第一項の規定による登録料は、 防護標章登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなけ

- 標章登録に基づく権利の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に納付しなければならない 前条第二項の規定による登録料は、 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日 (防護
- 3 特許庁長官は、 登録料を納 付すべき者の請求により、 三十日以内を限り、 前 二項に規定する期間を延長することができる。

(過誤納の登録料の返還)

第六十五条の十 過誤納に係る第六十五条の七第一項又は第二項の規定による登録料は、 納付した者の請求により返還する。

2 前項の規定による登録料の返還は 納付した日から一 年を経過した後は、 請求することができない。

(商標に関する規定の準用

第六十八条 (略)

2 する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは、 条第一号中「第三条、 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の二までの規定は、 第四条第一項、 第七条の二第一項、 「第六十四条」と読み替えるものとする。 第八条第二項若しくは第五項、 防護標章登録出願の審査に準用する。 第五十一条第二項 (第五十二条の二第二項におい この場合において、 第十五

3 (略)

四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中 標登録が第六十四条の規定に違反することとなつたとき」と読み替えるものとする。 商標が第四条第一項第一号から第三号まで、 条第二項(第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」とあるのは 第四十三条の二から第四十五条まで、第四十六条 項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、 第五号、 「第三条、 (第一項第六号を除く。)、第四十六条の二、第五十三条の二、第五十三条の三、第五 第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつているとき」とあるのは 第四条第一項、 防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。 第七条の二第一項、 第八条第一項、 「第六十四条」 第二項若しくは第五項、 と、 この場合におい 同項第五号中 「その登 「その商 第五十 十四条 第

5 (略)

(商標登録出願に関する規定の準用)

第六十八条の七 登録出 願、 事後指定、 第七十七条第二項において準用する特許法第十七条第三項 国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。 (第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八条第 項の規定は 国際

(領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九(略)

下欄に掲げる事項とみなす。 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、 第五条第一 項の規定により提出した願書に記載され た同

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標

国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役

分 指

定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の

区

務の類

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、 第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項までの規定は、

適用しない。

0 規定の適用については、 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項 同項中 「特許出願と同時」とあるのは、 「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 ときは」とあるのは、 条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつた 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、 「第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付があつたことを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務 同項中 「第四十条第一項の規定による登録料又は 第四十

2 (略)

局からあつたときは」とする。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、 放棄による消滅又は処分の制限は、 登録しなければ、 その効力を生じない。

2 (略)

(手続の補正の特例)

第六十八条の二十八(略)

2 国際商標登録出願については、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

国際登録の取消し後の商標登録出願の特例

第六十八条の三十二 部について商標登録出願をすることができる。 商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、 議定書第六条4の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、 当該国際登録の名義人であつた者は、 当該国際登録において指定されていた 当該商品又は役務の全部又は

- 2 ものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日) 前項の規定による商標登録出願は、 次の各号のいずれにも該当するときは、 にされたものとみなす。 同 項 の国際登録 の国際登録 0 日 同 項の 玉 際 登録が事後指 定に係る
- 前項 の商標登録出 .願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。

二·三 (略)

3 (略)

4 項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第二項

規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。

5 (略)

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六十八条の三十三 をすることができる。 を有する者でなくなつたときは、 議定書第十五条(5)的の規定により、 当該国際登録の名義人であつた者は、 日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二条①の規定に基づく国際出願をする資 当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出

が取り消された日から三月以内」とあるのは、 前条第二項から第五項までの規定は、 第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、 「議定書第十五条③の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。 前条第二項第一号中 同 項の 玉

指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則)

第六十九条 第二項においてそれぞれ準用する同法第百三十二条第一項、 三第三項、 適用については、 第二十条第四項、 第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項 指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、 第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一 第五十九条、 第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第百七 又は商標権があるものとみなす。 第六十条、 第七十一条第一 (第六十八条第一項において準用する場合を含む) 項第一号又は第七十五条第二項第四号 項第一 号、 第四十三条の 十四条

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第五十二条の二第一項、 第二十五条、 色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。 第二十九条、第三十条第二項、第三十一条第二項、 第五十九条第一号、 第六十四条、 第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、 第三十一条の二第一項、 第三十四条第一項、 第三十八条第三項、 その登録商標に 類似する商

2 第四条第一 項第十二号又は第六十七条における「登録防護標章」には、その登録防護標章に類似する標章であつて、色彩を登録防護標章と同

にするものとすれば登録防護標章と同一の標章であると認められるものを含むものとする。

3 同一にするものとすれば登録商標と同 第三十七条第一号又は第五十一条第一 一の商標であると認められるものを含まないものとする。 項における「登録商標に類似する商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、 色彩を登録商 標と

(証明等の請求)

第七十二条 については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、 証明、 書類の謄本若しくは抄本の交付、 書類の閲覧若しくは謄写又は ただし、 次に掲げる書類

一~三 (略)

1~4 (略)

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一〜九 (略)

十 第七十二条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

十一(略)

2·3 (略)

べき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得 た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。 国と国以外の者が自己の商標権、 商標権、 商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは 商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二 一項の規定により納付す

5 · 6 (略)

7 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

8 前項の規定による手数料の返還は、 納付した日から一年を経過した後は、 請求することができない。

(特許法の準用)

第七十七条 条中「第百二十一条第一項」とあるのは、 特許法第三条から第五条まで (期間及び期 「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と読み替えるものとする。 日 の規定は、 この法律に規定する期間及び期日 に準用する。 この場合において、 同 法第四

2 服審 その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と、 条第一 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、 特許 判 0) 規定は、 法第六条から第九条まで、 項第一号中 とあるの 商標登録出願 は 出願審査の請求」とあるのは 「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の審判」と、 「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。 防護標章登録出願 第十一条から第十六条まで、 「登録異議の申立て」と、 請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。 同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反 第十七条第三項及び第四項、 同法第七条第四項中 同法第十四条中 第十八条から第二十四条まで並びに第百九 「相手方が請求した審判又は再審」 「拒絶査定不服審判」 この場合におい 同法第九条中「拒 とあるの とあ は + 絶 る 同 兀 一商 査 \mathcal{O} 法 条 標法 定不 は 第六

しているとき。 」とあるのは 二の二 手続について商標法第四十条第二項の規定による登録料又は同法第四十一条の二第1 項 0 規定に ŋ 更新

審理及び決定、 する場合を含む。)に該当するものを除く。)」と、 録 同法第十八条の二第一項中 0) 申 -請と同 審判」と、 時に納付すべき登録料 同法第百九十四条第一項中 「できないもの」とあるのは (商標法第四十三条第 同法第二十三条第一項及び第二十四条中 「審判」とあるのは 「できないもの 項又は第二 |項の規定により納付すべき割増登録料を含む。) 「登録異議の申立て、 (商標法第五条の二第一項各号 「審判」とあるのは 審判」と読み替えるものとする。 (同法第六十八条第一 「登録異議の申立てについての を納 付 項において準用 しない ・とき。

(過料)

3 5 7

(略)

第八十三条 する場合を含む。)において、第六十一条 条の八(第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。 条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは 第六十二条第一項 (第六十八条第五項において準用する場合を含む。) において準用する同法第五十八条第三項において、 第二十八条第三項 (第六十八条第五項において準用する場合を含む。) において準用する意匠法第五十八条第二項において、 (第六十八条第三項において準用する場合を含む。) (第六十八条第五項において準用する場合を含む。) において準用する同法第百七十四条第二項に において準用する特許法第七十一条第三項におい 若しくは第五十六条第一項 それぞれ準用する特許法第百五十 (第六十八条第四項に 又は第六十二条 て、 お 第四· て準 十三 お 用

附即

十万円以下の

過料に処する

特許法の準用

第 九条 特許法第四十七条第二項 (審査官の資格)、 第四十八条 (審査官の除斥)、 第五十二条 (査定の方式) 及び第五十四条 (訴訟との 関係

0

定若しく 規定は、 は 書換登録 審決」 لح 0 申請 一読み替えるものとする の審査に準用する。 (T) 場合におい て、 同 法第五十 应 **1**条第一 項中 「審決」 とあるの は 登 録 異 議 の申立 てに 0 い 7 0) 決

(商標権の消滅)

第十 合には、 又は附則 ついて拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合、 条 その商標権 (第二十七条第二項において準用する特許法第十八条第一 書換登録 0) は、 申請をすべき者が附 存続期間満了日の後に到来する存続期間の満了の日に消滅する。 .則第三条第二項若しくは第三項に規定する期間内に 附則第十四条第 項若しくは同法第十八条の 一項の審判におい 二第 と書換 て書換登録を無効にすべ 登録 項の規定により書換登録の申請が却下され 0) 申 請をしな かつ た場場 き旨の審 合、 決が 確定し 0) た場合 申 請に

(書換登録の無効の審判)

第十四 書換登録に係る指定商品が二以上のものについては、 条 書換登録が次の各号の一に該当するときは、 指定商品ごとに請求することができる。 その書換登録を無効にすることについ て審判を請求することができる。 この 場合に おい て、

- 一 その書換登録が申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えてされたとき。
- 二 その書換登録が当該商標権者でない者の申請に対してされたとき
- 2 前項の審判は、書換登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。
- 3 第四十六条第二項及び第三項の規定は、書換登録の無効の審判に準用する。

特許法の準用)

第十七条 条第 項、 法第百六十九条第三項中 号に掲げる請求の て、 应 商標法附則第十 第百五十七条、 |条第一 項及び第百六十九条第 法第百三十一条の二第一 審判の請求、 特許法第百三十一条第一項、 中 項、 特許無効審 第三項及び第四項、 理 应 審判官、 曲 第百五十八条、 条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七条第一項において準用する特許法第百三 と、 判以外の 「拒絶査定不服審判及び訂正審判」 同法第百三十二条第一項及び第百六十七条中 審判の手続、 項 項第一号中 審判に 单 第百六十条第一項及び第二 第百三十五条から第百五十四条まで、 特 第百三十一条の二第 お 許 訴訟との関係及び審判における費用) 無効審判及び延長登録無効審 1 「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前 ては、 事 件が」 とあるのは とあるの 項 項、 (第二号及び第三号を除く。 第百六十一条、 は 判 「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一 事 第百五十五条第一 「特許無効審判又は延長登録無効 件が」 とあるの の規定は、 第百六十七条並びに第百六十八条から第百七十条まで ٢, は 同法第百六 商 標法 書換登録についての審判に準用する。 項及び第二項、 条第一 第百三十二条から第百三十三条の二まで、 附 +則第十四 条中 項第三号に掲げる請求の理 第百五十六条第一 · 条 第 審判」 拒 絶査定不 項の とあり、 審 判 服 並びに同法第百四 判 ٤, 項、 項の審判」 第三項 この場合に 同法第百 由」とあ 条第一 しあり、 及び 五十六 及び同 項 るの 第 十五 第三 第四 百三 お は 同

法第百六十八条第一項中 「他の審判の審決」とあるのは 「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特許法の準用)

第二十条 無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは 審に準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十七条から第百六十八条まで」とあるのは「第百六十七条、第百六十八条」と、 特許法第百七十三条(再審の請求期間) 「商標法附則第十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。 並びに第百七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用) の規定は、 書換登録についての再

(指定商品が二以上の商標権についての特則)

第二十五条 とみなす。 附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十二条第一項又は次条第 指定商品が二以上の商標権についての附則第十二条第三項、 附則第十四条第三項において準用する第四十六条第二項、 一項の規定の適用については、 指定商品ごとに書換登録がされたもの 附則第十五·

(過料)

第三十条 附則第十七条第一項において、附則第二十条において準用する特許法第百七十四条第二項において、 者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、 る意匠法第五十八条第二項において、それぞれ準用する特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した 十万円以下の過料に処する。 又は附則第二十一条において準用す

○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

別表第一 第二十四条、 課税範囲 課税標準及び税率の表 第三十四条―第三十四条の五関係) (第二条、 第五条、 第九条、 第十条、 第十三条、 第十五条 第十七条、 第十七条の三―第十九条、 第二

十五 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)	一~十四 (略)	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項 課 税
		標 準 税 率

十六~百六十 (略)	(円) (田) (略)
	(略)
	(略)

〇千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日 にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関す

第四条

る千八百八十三年三月二十日のパリ条約

(昭和五十年条約第二号)

(抄)

- A (1)出願をすることに関し、以下に定める期間中優先権を有する。 ずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、 意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、 他 の同盟国 お いて
- (2)じさせるものと認められる。 各同盟国の国内法令又は同盟国 の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、 優 先権を生
- (3)(略)

(略)

- C (1) A(1)に規定する優先期間は、 特許及び実用新案については十二箇月、 意匠及び商標については六箇月とする。
- 優先期間は、 最初の出願の日から開始する。 出願の日は、 期間に算入しない。

(略)

- (4) (3) (2) る権利をも存続させないで、 基礎とされていないことを条件として、 優先権の主張の基礎とすることができない。 ②にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、 後の出願の日までに取り下げられ、 最初の出願とみなされ、 放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張 その出願の日は、 優先期間の初日とされる。 先の出願が、 公衆の閲覧に付されないで、 この場合において、 かつ、 先の出る ١, |願は かな
- D (1) らない。 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、 各同盟国は、 遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。 その出願の日付及びその出願がされ た同盟国の国名を明示した申立てをし なけ ればな
- (2) (5) 略

E ~ G (略)

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)(

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

ない。

(略)

第七条 特許庁長官は、 国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければなら

二 第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)、 第三項又は第四項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内

(略)

に納付されなかつたとき。

(国際予備審査の請求の手続の不備等)

第十四条 されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手続及びその効果については、政令で定 国際予備審査の請求につき、第十八条第二項 (同項の表三の項に掲げる部分に限る。) 又は第四項の規定により納付すべき手数料が納付

(手数料)

第十八条 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者は、 ければならない。 実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しな

2 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

三国際予問	二特許庁	一特許庁、
備審査の請求をする者	以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	が国際調査をする国際出願をする者
一件につき三万六千円	一件につき一万三千円	一件につき十一万円

- 3 金額の同表二の項に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。 前項の表二の項の中欄に掲げる者は、前項の規定により納付すべき手数料のほか、 経済産業省令で定めるところにより、 経済産業省令で定める
- 4 額の国際事務局 前二項の規定により納付すべき手数料のほか、経済産業省令で定めるところにより、 経済産業省令で定める金
- 5 に第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。 項及び第二項の規定により納付すべき手数 ※料並び

○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約 (昭和五十三年条約第十三号) (抄)

第二条 定義

(xx)(xix)(i) (i) (xyiii) (m) (xyiii) (略) (略) (略) (略) 明示的に別段の定めがある場合を除くほ

機関の国際事務局及び、

それが存続する限り、

知的所有権保護合同国際事務局

(BIRPI) をいう。

国際出

第三条

(略)

(4) (1) (5) 国 (3)

(iv) 所定の手数料を支払うこと。(i) ~ ii (略)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(事)(本)

第三十一条 国際予備審査の請求

(略)

(5) (1) (5) (1) (4) 国際予備審査の請求については、 所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。

(6) • (7) (略)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求) (平成) 一年法律第三十号) (抄)

第十二条 することができる。 何人も、 特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請 ただし、 国際出願 (国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。 以下同じ。)に係る事項については、 この限りでない。

- 一 (略)
- 事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製された部分に記録されている事項であって経済産業省令で定めるもの 条第一項(同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。)の商標原簿のうち磁気テープ(これに準ずる方法により一 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、 意匠法第六十一条第一項の意匠原簿又は商標法第七十一 定の
- 2 (略)
- 3 し書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、 特許法第百八十六条第一項ただし書及び第二項 (実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。 前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。 意匠法第六十三条第一項ただ
- 4·5 (略)

○特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、 次の各号のいずれにも該当する団体であって、

次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

口 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

を含む。 特定の公職 以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、 (公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第三条に規定する公職をいう。 支持し、 又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 以下同じ。 の候補な 者 (当該候補者になろうとする者

3 · 4 (略)

○特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号)(抄)

附則

、特許法の改正に伴う経過措置

第二条 (略)

- 2 る場合を含む。 この法律の施行後にされた特許出願であって、)の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、 特許法第四十四条第二項 (同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一 第一条の規定による改正後の特許法 (以下「新特許法」という。 項において準用す
- 第四十四条第四項 (新特許法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。) の規定を適用する。
- 3 くは第二項の規定にかかわらず、 前条第四号に掲げる規定の施行前にした実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、 なお従前の例による。 新特許法第四十六条第一項若し

4 14 (略)

○標章の 国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書 (平成十一年条約第十八号)

第三条の三 領域指定

- (2)(1)国際 出願に際しては、 国際登録による標章の保護の効果が及ぶ領域としていずれの締約国を指定するかを特に記載する。
- 指定は、 直 「ちに記録し、 領域 場指定は、 当該領域指定が国際登録簿に記録された日から効力を生じ、 当該領域指定を関係官庁に対し遅滞なく通報する。 標章の国際登録の後においても行うことができる。 この領域指定は、 記録された領域指定は、 当該領域指定に係る国際登録の存続期間の満了によりその効力を失う。 規則に定める様式に従って行う。 国際事務局が定期的に発行する公報に掲載する。 国際事務局は、 領域 る指定を 領域

〇産業技術力強化法 (平成十二年法律第四十四号) (抄)

附則

国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等

第三条 ||付すべき手数料に関する特許法第百七条第二項の規定、 項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、 同法第百九十五条第四項及び第五項の規定(これらの規定を特許協力条約に基づく国際 の特例に関する法律 平 成二年法律第三十号) 同法第百九十五条第 第四十条第 項の 一項若しくは 規 定により

学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構 る法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、 出 願等に関する法律 (昭和五十三年法律第三十号)第十八条第五項において準用する場合を含む。)又は工業所有権に関する手続等の 国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。 (以下この条において「国立大学法人等」という。 は、 国とみなす。 特例に関す 大

<u>〈</u> 匹 (略

2 略

〇弁理士法 (平成十二年法律第四十九号) 抄

(目的)

第 び産業の発展に資することを目的とする。 条 この法律は、 弁理 士の制度を定め、 その業務の適正を図ることにより、 工業所有権の 適正 な保護及び利用 の促進等に寄与 Ĺ もって経済及

(定義)

第二条 (略)

3

4

2 この法律で 国際登録出願」とは、 商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号) 第六十八条の二第一項に規定する国際登録出願をいう。

号に掲げるものにあっては商標に関するものに限り、 九号まで及び第十二号から第十五号までに掲げるもの る生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものをいう。 この法律で この法律で 「特定不正競争」とは、不正競争防止法 「回路配置」 とは、 ての虚偽の事実に関するものに限る。)をいう。 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第1 同項第十四号に掲げるものにあっては特許、 (同項第四号から第九号までに掲げるものにあっては技術上の秘密 (平成五年法律第四十七号) 第二条第一項に規定する不正競争であって、 以下同じ。 実用新案、 意匠、)に関するものに限り、 一項に規定する回路配置をいう。 商標若しくは回路配置に関す (秘密として管理されて 同項第一号から第 同 項第十三

5 侵害に係る訴訟をいう。 この法律で「特定侵害訴訟」 とは、 特許、 実用新案、 意匠、 商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上 0 利 益

る権利又は技術上の秘密につい

6 設立した法人をいう。 この法律で「特許業務法人」 とは、 第四条第一項 の業務を組織的に行うことを目的として、 この法律の定めるところにより、 弁理 士 が 共同 して

第四条 弁理士は、 他人の求めに応じ、 特許、 実用新案、 意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特

する鑑定その他の事務を行うことを業とする。 実用新案、 意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代 理並びにこれらの手続に係る事 項 に関

- 2 前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、 次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。
- 並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸 又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理 (昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の三第一項及び第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続
- 3 に関する相談に応じ、 ができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有する者が行うものに限る。)に関する資料の作成その他の事務を行うことを業とすること る法律 .関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、 弁理士は、 裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが 項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続 (平成十六年法律第百五十一号) 第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。 実用新案、意匠、 前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、 又は外国の行政官庁若しくはこれに準ずる機関に対する特許、 商標、 回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物 通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、 他人の求めに応じ、特許、 実用新案、 以下この号において同じ。)であって、 (著作権法 実用新案、 意匠若しくは商標に関する権利に関する手続 (裁判外紛争解決手続の利用の促進に関す (昭和四十五年法律第四十八号) 意匠、 商標、 回路配置若しくは 行うものについ これらの事件の 若しくはこれら ての代理

第五条 所において、 弁理士は、 補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、 特許、 実用新案、 意匠若しくは商標、 国際出願若しくは国際登録出願、 陳述又は尋問をすることができる。 回路配置又は特定不正競争に関する事項につい て、 裁判

(略)

意匠法 弁理士は、 (昭和三十四年法律第百二十五号) 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) 第百七十八条第一項、 第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることがで 実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) 第四十七

(業務を行い得ない事件)

受任している事件の依頼者が同意した場合は、 弁理士は、 次の各号のいずれかに該当する事件については、 この限りでない。 その業務を行ってはならない。 ただし、 第三号に該当する事件については

←五 (略)

- 六 依頼を承諾した事件 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、 その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、 又はそ
- 七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、 その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、 その協

(設立)

議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

第三十七条 弁理士は、 この章の定めるところにより、 特許業務法人を設立することができる。

(特定の事件についての業務の制限

第四十八条 (略

2

(略)

3 特許業務法人の社員等は、 当該特許業務法人が行う業務であって、 次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

〈 匹 (略)

五. 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、 その特許業務法人が相 手

方の協議を受けて賛助し、 又はその依頼を承諾した事件

六 方の協議を受けた事件で、 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、 その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの その特許業務法人が相

(設立、 目的及び法人格

第五十六条

2 する事務を行い、 弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、 並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。 弁理士の品位を保持し、 弁理士の業務の改善進歩を図るため、 会員の指導、 連絡及び監督に関

3

、総会の決議の取消し及び役員の解任

第七十二条 経済産業大臣は、 弁理士会の総会の決議又は役員の行為が法令又は弁理士会の会則に違反し、 その他公益を害するときは、 総会の決議

取消し又は役員の解任を命ずることができる。

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、 他人の求めに応じ報酬を得て、 特許、 実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国

手

際登 認識することができない方式で作られる記録であって、 又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録 する手続についての代理 録 出願に関する特許庁における手続若しくは特許、 (特許料の納付手続についての代理、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成を業とすることができな 実用新案、 特許原簿 意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対 への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。) (電子的方式、 磁気的方式その他の人の知覚によっては

○特許法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十四号)(抄

附則

(第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2 十八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定は、 この法律の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、 第一条の規定による改正後の特許法第百八十四条の三第二項 この法律の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願につい (同法第百八十四条の二十第六項、 なお従前の例による。 実用新案法第四十八条の三 第二 一項及び 同 て適用し 法第四

3 (略

第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置)

第三条 特許出願 施行日前にしたものとみなされるもの る改正後の特許法 施行日前にした特許出願 第二条の規定 (施行日以後にする特許出願であって、 (以下この条において (特許法第百一条の改正規定、 (施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。 (以下この項において「施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。) を含む。 「新特許法」という。 特許法第四十四条第二項 同法第百十二条の三第二項の改正規定及び同法第百七十五条第二項の改正規定を除く。)の規定は、 (同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。 附則第一条第二号に定める日 については、 なお従前の例による。 (以 下 「施行日」という。)以後にする の規定により)によ ・て適用

2 · 3 (略)

○知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)(抄)

(定義)

一条 この法律で「知的財産」 とは、 発明、 考 案、 植 物の新品種 意匠、 著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの (発見又は解

明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、 示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。 商標、 商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表

- 2 この法律で「知的財産 権 とは、 特許権、 実用新案権、 育成者権、 意匠権、 著作権、 商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権
- 3 (略)

利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

○特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)(抄)

附則

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

3 有する。 四十四条第二項 特許出願の分割等に係る特許出願を除く。)に係る手数料については、 行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。)を含む。)に係る手数料について適用し、 新特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、一部施行日以後にする特許出願 (同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。) の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの 旧特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、 (一部施行日以後にする特許出願であって、 一部施行日前にした特許出願 (一部施行日前の なおその効力を (以 下 特許 部施 法第

4~15 (略)

○意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)(抄)

附則

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

2 · 3 (略)

、る特許法第四十三条の二第二項の規定により優先権を主張しようとする場合において、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセル 小売等役務について使用をする商標について商標登録を受けようとする者が、 商標法第九条の二、 第九条の三又は第十三条第一 項におい て準用

三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ 願日」という。)が、この法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日を出願日とみなす。 条約第四条C4の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A2の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出 千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月

5 (略)

(使用に基づく特例の適用)

第八条 ときは、 ら自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用している商標について商標登録を受けようとするものである 前条第四項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行 その商標登録出願人は、 使用に基づく特例の適用を主張することができる。

2~5 (略)

〇産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(ki

第七十五条 (略)

2 (略)

3 ことができる。 令で定めるところにより、 十号)第二条に規定する国際出願をいい、集中実施期間中にされたものに限る。)をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、 特許庁長官は、 第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願 同法第十八条第二項 (同項の表二の項に掲げる部分を除く。) の規定により納付すべき手数料を軽減し、 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 (昭和五十三年法律第三 又は免除する 政

○意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

目次

第一条

略称

第二条 締約国の法令及び特定の国際条約によって与えられる他の保護の適用

第一章 国際出願及び国際登録

第四条 国際出願をするための手続 国際出願をする資格

第五条 国際出願の内容

第七条 指定手数料

第六条

優先権

第九条 第八条 国際出願の出願日 不備の補正

第十条 玉 国際登録、 国際登録の日、 公表及び国際登録の秘密の写し

第十二条 拒絶 公表の延期

第十一条

第十三条 意匠の単一性に関する特別の要件

第十四条 国際登録の効果

第十五条 無効

第十六条 国際登録に関する変更その他の事項の記録

国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間

第十八条 公表された国際登録に関する情報 第十七条

管理規定

第十九条 二以上の国の共通の官庁

ハーグ同盟の構成国

第二十一条 総会

第二十二条 国際事務局

第二十三条

財政

第二十四条 規則

改正及び修正

第二十五条 この改正協定の改正

第二十六条 総会による特定の規定の修正

第四章 第二十七条 この改正協定の当事者となるための手続 最終規定

第二十八条 批准及び加入の効力発生の目

第二十九条 第三十条 締約国が行う宣言 留保の禁止

第三十一条 千九百三十四年改正協定及び千九百六十年改正協定の適用

第三十四条 寄託者 第三十三条

この改正協定の言語及び署名

第三十二条

この改正協定の廃棄

序

第一条 略称

この 改正協定の適用上、

「ハーグ協定」とは、意匠の国際寄託に関するハーグ協定(その名称を意匠の国際登録に関するハーグ協定と改める。) をいう。

「規則」とは、この改正協定に基づく規則をいう。

「この改正協定」とは、今回の改正協定に定めるハーグ協定をいう。

(v) (iv) (iii) (i)所定の」とは、 規則に定められていることをいう。

「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、その後改正され、 及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約

いう。

- (vi) 国際 登 録 とは、 この改正協定に従って行われる意匠の 玉 |際登 並録をい う。
- (iii) (iii) 国際出 願 とは、 国 際登録のための出願をい . う。
- 「国際登録簿」とは、この改正協定又は規則が記録することを要求し、 又は認める国際 登録に .関する情報を公式に集積したものであって
- 国際事務局が保管するものをいい、当該情報が蓄積される媒体のいかんを問わない。
- 者」とは、 自然人又は法人をいう。
- 出願人」とは、 自己の名において国際出願をする者をい
- 名義人」とは、自己の名において国際登録が国際登録簿に記録されている者をいう。
- (xiv) (xiii) (xii) (xi) (x) (ix) 政府間機関」とは、 第二十七条(1) 一切の規定に基づきこの改正協定の締約国となる資格を有する政府間機関

をいう。

- 締約国」 とは、 この改正協定を締結している国又は政府間機関をいう。
- 出 ることができる締約国が二以上存在する場合には、 願をする資格の取得の根拠とする当該 出願人の締約国」とは、 出願人が一の締約国との関係において、 一の締約国をい 当該締約国のうち、 V) また、出願人が第三条の規定に基づいて国際出願をする資格の取得の 第三条に規定する条件の少なくとも一の条件を満たすことに 国際出願において表示された一の締約国をいう。 根拠とす より 国際
- (xv)「締約国の領域」 とは、 国である締約国についてはその領域、 政府間機関についてはその政府間機関を設立する条約が適用される 領 域を
- 「官庁」 とは、 締約国の領域において効力を有する意匠の保護の付与につい て当該締約国によって責任を与えられた機関 をい
- (xvii) (xvi) により審査する官庁をいう。 審査官庁」とは、 意匠の保護を求める出願について、 当該意匠が少なくとも新規性の条件を満たしているかどうかを決定するため
- 指定」とは、 ある締約国において国際登録の効果が生ずるよう求める請求又は国際登録簿における当該請求の記録をいう。
- 指定締約国」 及び 「指定官庁」とは、 それぞれ指定が適用される締約国及びその官庁をいう。
- 「千九百三十四年改正協定」とは、 ハーグ協定の改正協定であって、 千九百三十四年六月二日にロンドンで署名されたものをいう。
- 千九百六十年改正協定」とは、 ーグ協定の改正協定であって、千九百六十年十一月二十八日にハーグで署名されたものをいう。
- (xxi) (xxi) (xx) (xix) (xviii) をいう。 「千九百六十一年追加協定」とは、 千 -九百三十四年改正協定の追加協定であって、千九百六十一年十一月十八日にモナコで署名されたも
- 「千九百六十七年補足協定」とは、 ハー が協定の補足協定であって、 千九百六十七年七月十四日にストックホ ルムで署名されたもの (そ

(xiii)

修正を含む。)をいう。

百六十一年追加協定、千九百六十七年補足協定及びこの改正協定によって維持されるハーグ同盟をいう。 「同盟」とは、千九百二十五年十一月六日のハーグ協定によって設立され、 並びに千九百三十四年改正 協 定 千 九百 六十年改正協定、 千

総会」とは、 第二十一条(1)(旬に規定する総会又は当該総会に代わる組織をいう。

機関」とは、 世界知的所有権機関をいう。

事務局長」とは、 機関の事務局長をいう。

(xxix/xxvii/xxvii/xxvi)(xxv)

「国際事務局」とは、 機関の国際事務局をいう。

批准書」には、受諾書及び承認書を含むものとする。

第二条 締約国の法令及び特定の国際条約によって与えられる他の保護の適

(1)締 約国の法令及び特定の国際条約]

する協定によって意匠に与えられる保護に何ら影響を及ぼすものではない。 定によって美術の著作物及び応用美術の著作物に与えられる保護又は世界貿易機関を設立する協定に附属する知的所有権の貿易関連の この改正協定は、 締約国の法令によって与えられる一層厚い保護の適用に影響を及ぼすものではなく、 また、 著作権に関する国際条 側 約 及び 面 に関

[パリ条約を遵守する義務] 約国は、パリ条約の規定で意匠に関するものを遵守する。

(2)

第一 章 国際出願及び国際登録

第三条 国際出願をする資格

上若しくは商業上の営業所を有する者は、 :約国である国の国民若しくは締約国である政府間機関の構成国の国民である者又は締約国の領域に住所、 国際出願をする資格を有する。 常居所若しくは現実かつ真正 の工業

第四条 国際出願をするための手続

(1)[直接又は間接の出願]

- (b) (a) 出願人は、 その選択により、 国際事務局に対し直接に、 又は出願人の締約国の官庁を通じて国際出願をすることができる。
- できる。 (a)の規定にかかわらず、 1 ずれの締約国も、 宣言により、 自 .国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を事務局長に通告すること

(2)[間接の出願の場合の送付手数料]

協

ずれの締約国の官庁も、 自己を通ずる国際出願に ついて送付手数料を支払うことを出願 人に要求することができる。

第五条 国際出願の内容

(1) [国際出願に必須の内容]

国際出願については、一の所定の言語で作成し、及び次のものを含め、又は添付する。

- ① この改正協定に基づく国際登録の請求
- 出願人に関する所定の事項
- (iii) 定の部数。 国際出願の対象である意匠の一の複製物又は出願人の選択による二以上の異なる複製物の写し ただし、意匠が平面的なものであり、 かつ、 ⑤の規定に基づいて公表の延期の請求がなされている場合には、 (所定の方法により提出されるもの) 国際出願 には、 0 複 所

(iv)製物を含めることに代えて、 意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品の所定の 所定の部数の意匠の見本を添付することができる。

表示

- (ツ) 指定締約国の表示
- (vi) その他の所定の事項(vi) 所定の手数料
- [国際出願に追加される必須の内容]

(2)

- (a) るためには、 ついて事務局長に通告することができる。 その官庁が審査官庁である締約国であって、 当該出願が心に規定する要素のいずれかを含むことをこの改正協定の締約国となる時に要求するものは、 自国の法令が意匠の保護の付与のための出願について自国の法令に基づいて出願日が 宣言により、 当該要素 認 めら n
- ਿ田の規定に基づいて通告することができる要素は、次のものとする。

(b)

- 出願の対象である意匠の創作者の特定に関する表示
- 出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明
- (ii) (ii) 出願の対象
- (c) いても含める。 国際出願に回の規定に基づいて通告を行った締約国の指定を含む場合には、 当該国 際 出 .願 派には、 所定の方法により 通 告の対象である要素に
- (3) [国際出願の他の内容]

国際出願には、規則に定める他の要素を含め、又は添付することができる。

(4)同 0 国際出 願における二以上の意匠

|際出 「願には、 所定の条件に従い、 二以上の意匠を含めることができる。

[公表の延期についての請求]

(5)

際出願には、 公表の延期についての請求を含めることができる。

第六条 優先権

- (1)[優先権の主張]
- (a) 優先権をパリ条約第四条の規定に基づいて主張する申立てを含めることができる。 国際出願には、 パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国についてされた一又は二以上 一の先の 出 願に基づく
- (b) 規則は、 (4)に規定する申立てを国際出願をした後に行うことができることを定めることができる。 この場合には、 規則は、 当 |該申立てを行
- うことができる期限について定める。

[優先権の主張の基礎となる国際出願

(2)

玉 際 出願は、 その出願日から、 出願の結果のい かんを問わず、 パリ条約第四条に規定する正規の出願と同等のものとする。

第七条 指定手数料

(1) [所定の指定手数料]

(2)

[個別の指定手数料]

所定の手数料は、②の規定が適用される場合を除くほ か、 各指定締約国についての指定手数料を含む。

- が 当 締約国は、 ることができる。 該国際出願による国際登録の更新について、 ことのできる額から国際手 約国であってその官庁が審査官庁であるもの及び政府間機関である締約国 もっとも、 最初の保護期間及び各更新期間について又は当該締約国が認める最長の保護期間について、 当該個別の指定手数料の額は、 当該個別の指定手数料は、 続の利用による節約分を減じた額に相当する額を上回ることができない。 ①に規定する所定の指定手数料を個別の指定手数料によって置き換えることを事務局長に通告す 当該締約国の官庁が同じ数の意匠に対して同じ期間の 当該宣言において表示するものとし、 は、 宣言により、 その後の宣言において変更することができる。 これらの 当該個別の指定手数料の額を定めること 保護を付与するために出願人に支払わせ 締約国が指定され いる国 際 それらの 出 願 及び
- (3)[指定手数料の移転]

国 際事務局は、 締約国について支払われた(1)及び(2)に規定する指定手数料を当該締約国に移転する。

第八条 不備の補正

7

(1)国際出願の審

間内に必要な補正をするよう求める。 |際事務局は、 国際出願の受理の時に当 該国 際出 .願がこの改正協定及び規則 の要件を満たしていないと認める場合には、 出 願 人に対 所 定の

(2)[補正されない不備

- (a) 国際出願は、 出願人が所定の期間内に(1)に規定する求めに応じない場合には、 (b)の規定が適用される場合を除くほか、 放棄されたものとみ
- (b) の期間内に①に規定する求めに応じないときは、 第五条②の規定に関連する不備又は締約国が規則に従って事務局長に通告した特別の要件に関連する不備がある場合において、 国際出願は、 それらの要素又は要件を要求した締約国の指定を含まないものとみなす。 出 頭人が 所

第九条 国際出願の 出願日

(1)直 接の国際出

た日とする。 出 |願日は、 玉 |際出願が国際事務局に対して直接にされる場合には、 ③の規定が適用される場合を除くほか、 国際事務局が当該国際出 願を受理

(2)[間接の国際出 願

出 願日は、 国際出 願が出願人の締約国の官庁を通じてされる場合には、 所定の方法により決定する。

出 願日は、

(3)

[特定の不備のある国際出願]

国際事務局が国際出願 を受理した日におい て、 当該国際出願に 出 願 日の延期を要する所定の不備がある場合には、 国際事務局 が当

該不備の補正を受理した日とする。

第十条 国際登録、 国際登録の日、 公表及び 国際 が登録の 秘密の写し

(1)国際登録

国際事務局は、 玉 際出願を受理した後直ちに、 又は第八条の規定に従って補正をするよう求めている場合には必要な補正を受理した後直ちに

玉 際出願の対象である意匠を登録する。 その登録は、 第十一条の規定に従って公表が延期されるか否かにかかわらず、 するものとする

(2)国際登録の É

- (b) (a) 国際登録の日は、 (b)の規定が適用される場合を除くほ か、 国際出願の出願日とする。
- 局 が当該不備の補正を受理した日又は国際出願の出願 国際登録の 日 は 国際事務局が国際出願を受理した日におい 日のいずれか遅い日とする。 て、 当該国際出願に第五条②の規定に関連する不備がある場合には、 玉 ||際事務

(3)

- (a) を求められることはないものとする。 国際登録は、 国際事務局が公表する。 その公表は、 全ての締約国において十分なものとみなされるものとし、 名義人が他 の方法による公表
- (b) 国際事務局は、 公表された国際登録の写しを指定官庁に送付する
- (4)[公表前の秘密の保持]

国際事務局は、 (5)及び次条(4) lbの規定が適用される場合を除くほか、 公表するまで国際出願及び国際登録を秘密のものとして取り扱う。

(5)|秘密の写し]

- (a) 国際事務局は、 登録の後直ちに送付される国 .際登録の写しを受け取ることを希望する旨を国際事務局に通 報しており、 カゝ つ、 玉 際 出 付 願 する。 にお
- (b) 内容を漏らすことができない。 的 る行政的又は法的手続を目的とする場合を除くほか、 0 て秘密の保持を尊重する義務を負うものに対し、 のためにのみ、 また、当該国際登録の審査及び当該官庁が権限を有する締約国において又は当該締約国についてされた意匠の保護を求める出願の 官庁は、 て指定されている官庁に対し、 国際事務局が国際登録を公表するまで、 当該写しを使用することができる。 当該行政的又は法的手続の場合には、 当該国際出願に添付されている関連のある証明書、 秘密のものとしてのみ開示することができる。 国際事務局によって送付された当該国際登録 特に、 当該国際登録の名義人以外の当該官庁の外部の 当該官庁は、当該国際登録の根拠となる国 当該国際登録の内容は 文書又は見本と共に当該写しを登録 当該行政的又は法的手続に関係する当事者であ の写しを秘密のものとして取り V かなる者に対しても、 際出願をする資格につい の後直ちに送 当該国 扱うも ての 際 紛争に係 審 のとし 登録 査 \mathcal{O} 目

第十一条 公表の延期

[公表の延期に関する締約国 [の法令]

(1)

- (a) 間を事務局長に通告する。 締約国は、 自 国の法令が意匠の公表の延期について所定の期間 よりも短い期間を規定している場合には、 宣言により、 認めら れる延期 0
- (b) 締約国は、 自 国の法令が意匠の公表の延期について規定していない場合には、 宣言によりその事実を事務局長に通告する。

(2)公表の延期

(ii)

玉 際 出願が公表の延期の請求を含む場合には、 当該公表は、 次の時に行う。

- (i) 国際出願において指定されたいずれの締約国も①の規定に基づく宣言を行っていない場合には、 所定の期間 の満了の
- 了 時又は、 出願において指定された締 当該宣言を行った指定された締約国が二以上あるときは、 約国の いず れかが①回の規定に基づく宣言を行っている場合には、 当該締約国の宣言において通告された最も短い期間の満了の 当該宣言におい て通告され 0 満

(3)[適用される法令により延期することができない場合の延期の 請求の取扱い]

の規定に基づいて宣言を行っている場合には、

て (1) 表の延期が請求され、 かつ、 国際出願において指定された締約国のいず れかが自国の法令により公表を延期することができないことについ

- 面 国際事務局は、 による届出により当該宣言を行った締約国の指定を取り下げない場合には、 iiの規定が適用される場合を除くほか、 その旨を出願人に通知する。当該出願人が所定の期間内に国際事務局に対 国際事務局は、 当該公表の延期の請求を考慮しない。
- (ii) 考慮しないものとし、 国際事務局は、 国際出願に意匠の複製物を含めることに代えて意匠の見本が添付された場合には、 その旨を出願人に通知する。 当該宣言を行っている締約国の指定を
- (4)[早期の公表又は国際登録への特別なアクセスの請求]
- (a) この場合には、 名義人は、 2の規定により適用される延期の期間中いつでも、 延期の期間は、 国際事務局がその請求を受理した日に満了したものとみなす。 国際登録の対象である意匠の 部又は全部の公表を請求することができる。
- (b) ができる。 抄本を自己が定める第三者に提供するよう、 名義人は、 2の規定により適用される延期の期間中いつでも、 又は当該第三者に対して当該意匠の一部若しくは全部へのアクセスを認めるよう請求すること 国際事務局に対し、国際登録の対象である意匠の一 部若しくは全部に
- (5)[放棄及び限定]
- (a) 際登録の対象である一又は二以上の意匠については、 名義人が②の規定により適用される延期の期間中のいずれかの時において全ての指定締約国について国際登録を放棄する場合に 公表しない。 は 当該国
- (b) 限定する場合には、その他の意匠については、 名義人が②の規定により適用される延期の期間中のいずれかの時において全ての指定締約国につい 公表しない。 --国際登録をその対象である意匠 0 部
- (6)[公表及び複製物の提出]
- (a) 料が所定の方法により支払われない場合には、 国際事務局は、 所定の手数料の支払を条件として、この条の規定により適用される延期の期間の満了の時に国際登録を公表する。 国際登録は、 取り消され、 及び公表されない。 当該手数
- (b) 取 該国際出願の対象である意匠の複製物の 名義人は、 第五条(1) 回の規定に従って国際出願に意匠の一又は二以上の見本が添付された場合には、 及び公表されない。 所定の部数の写しを提出する。 名義人が所定の期間内に当該写しを提出し 所定の期間内に、 ない 国際事務局に対 限 国際 水登録は、

拒絶

(1) [拒絶する権利]

場合には、 若しくは記載事項に関する要件であって、 指定締約国の法令の規定を満たしていないことを理由に国際登録の 定締約国の官庁は、 当該指定締約国の領域における国際登録の一 国際登録の対象である意匠の一 この改正協定若しくは規則に定めるもの又は当該要件に追加的な若しくは当該要件と異なる要件が当 部又は全部が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしてい 部又は全部の効果を拒絶することができる。 部又は全部の効果を拒絶することができない。 ただし、 いずれの 官庁も、 国際出 の形式 な

- (2) [拒絶の通報]
- (a) 国際登録の効果を拒絶する官庁は、 所定の期間内に国際事務局に対しその拒絶を通報する。
- (b) 拒絶の通報には、当該拒絶の根拠となる全ての理由を記載する。
- ③ [拒絶の通報の送付及び救済手段]
- (b) 名義人は、国際登録の対象である意匠について、拒絶を通報し、(a) 国際事務局は、名義人に拒絶の通報の写しを遅滞なく送付する。
- 服の申立ての可能性から成る。 ば与えられたであろう救済手段を与えられる。 名義人は、 国際登録の対象である意匠について、 そのような救済手段は、 拒絶を通報した官庁に適用される法令に基づいて保護の付与のため 少なくとも当該拒絶の再審査若しくは見直し又は当該拒絶に対する の出願をし たとしたな
- (4) [拒絶の取下げ]

拒絶は、 その一部又は全部について、 当該拒絶を通報 した官庁が いつでも取り下げることができる。

第十三条 意匠の単一性に関する特別の要件

[特別の要件の通告]

(1)

協定の締約国となる時に要求する場合には、 宣言を行った締約国を指定する場合であっても、 しくは同一の組若しくは構成の品目に属すること又は一の独立かつ別個の意匠のみを単 ものではない。 約国は、 自国の法令が、 同じ出 願の対象である二以上の意匠が意匠 宣言により、 第五条4の規定に基づいて国際出願において二以上の意匠を含める出願 その旨を事務局長に通告することができる。 0 単一 性 製品の単一性若しくは使用 <u>ー</u>の 出願におい もっとも、 て請求することができることをこの改正 の単 当該宣言は、 性の要件に合致すること若 人の 権利に影響を及ぼ 国際出 願が当該

(2) [宣言の効果]

とができる。 に規定する宣言を行った締約国の官庁は、 自国が通告した要件に適合するまでの間、 前条(1)の規定に基づいて国際登 録 の効果を拒絶するこ

- ③ 「登録の分割について支払うべき追加の手数料]
- る場合には、 ②に規定する拒絶の通報の後に、 当該官庁は、 当該拒絶の理由となった問題を回避するために必要とされる追加の国際出願について手数料を課することができる。 当該通報に記載された拒絶の理由となった問題を克服するために関係する官庁において国際登録が分割され
- [適用される法令に基づく出願の効果] 第十四条 国際登録の効果

(1)

国 際登録は、 国際登録の日から、 指定締約国において、 当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも

② [適用される法令に基づく保護の付与の効果]

の効果を有する。

- (a) に 5 認められている期間の満了の日から、 国際登録は、 当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。 第十二条の規定に従いその官庁が拒絶を通報していない指定締約国において、遅くとも拒絶を通報するために当該指 又は当該指定締約国が規則に基づいて宣言を行った場合には遅くとも当該宣言において特定され 定 締 約国 · た 時
- (b) 当該拒絶が取り下げられた範囲については、 国際登録は、 指定締約国の官庁が拒絶を通報し、 遅くとも当該拒絶が取り下げられた日から、 その後当該拒絶の一部又は全部について取り下げた場合には、 当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と 当該指定締約国に お いて、
- (c) は該当する場合には当該指定官庁における手続によって修正されたものについて適用する。 この②の規定により国際登録に与えられる効果は、 登録の対象である一又は二以上の意匠であって、 指定官庁が国際事 務局 から 受理 Ļ 又
- ③ [出願人の締約国の指定の効果に関する宣言]

同

の効果を有する。

- (a) が 効果を有しない旨を通告することができる。 その官庁が審査官庁である締約国は、宣言により、 事務局長に対し、 自 国 が 出願人の締約国である場合には、 国際登録における自 玉 0 指 定
- (b) 指 定締約国の指定を考慮しない。 国際事務局は、 (a)に規定する宣言を行った締約国が出願人の締約国及び指定締約国の双方として国際出願に表示されている場合には 当該

第十五条 無効

(1) [防御の機会の要件]

義 (人に自己の権利を防御する機会を適時に与えることなく行うことができない。 定締約国の 領域における国際登録 の効果の 部又は全部に関する当該指定締約国の 権限のある当局による無効の決定は、 当該国 際 登

0)

(2)[無効の 通

報

その領域におい て国際登録の効果が無効となった締約国の官庁は、 その無効について知った場合には、 その旨を国際事務局に通報する。

国際登録に関する変更その他の事項の記録

(1) [変更その他の 事項の記録]

国際事務局は、 国際登録簿に所定の方法により次の事項を記録する。

- (i) 指定締約国 一 の 一 部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所有権の変更。 ただし、 新権利者が第三
- 条の規定に基づいて国際出願をする資格を有する場合に限る。
- (vi) (v) (iv) (iii) (ii) 名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 出願人又は名義人の代理人の選任及び当該代理人に関する他の関連事項
 - 国際登録に関し、 指定締約国の 部又は全部について行われた名義人による放棄
- 国際登録に関し、 国際登録に関し、 指定締約国の 国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての指定締約国の権限のある当局による当該指定締約国の領域におけ 一部又は全部について、 国際登録の対象である一又は二以上の意匠に対して付された名義人による限定

る効果の無効

(vii) 国際登録の対象である意匠の一 部又は全部につ いての権利に関する他の関連事項であって規則に定めるもの

- (2)[国際登録簿における記録の効果]
- 有する。 (1)(i) (ii) 及 (iv) ただし、 締約国が宣言により事務局長に対し、 から悩までに規定する記録は、 関係する締約国の官庁の登録簿に記録されたとしたならば有したであろう効果と同 (1) (1) に規定する記録について、 自国の官庁が当該宣言において特定する証明書又は文書 0) 効果を

この限りでない。

(3)[手数料]

(1)に規定する記録については、 手数料の支払を条件とすることができる。 を受領するまで自国において効果を有しない旨を通告する場合は、

(4)[公表]

国際事務局は、 (1)に規定する記録に関する記載事項を公表する。 国際事務 局 は、 公表された当該記載事項の写 しを関係する締約国 0 官庁に送

付する。

第十七 条 国際登録の 最初 Ö) 期間 一及び更新並びに保護の

存続

期間

(1)国際登録の最初の期間

国際登録は、国際登録の日から起算して五年を最初の期間として効果を有する。

(2) [国際登録の更新]

際登録は、 所定の手続に従い、 所定の手数料を支払うことを条件として、 更に五年の期間更新することができる。

- (3) [指定締約国における保護の存続期間
- (a) ら起算して十五年とする。 指定締約国における保護の存続期間は、 国際登録が更新されることを条件として、 (b)の規定が適用される場合を除くほか、 国際登録 の日か
- (b) には、 指定締約国の法令に基づいて保護が付与されている意匠について十五年を超える保護の存続期間を当該指定締約国の法令に定めている場合 保護の存続期間は、 国際登録が更新されることを条件として、当該指定締約国の法令に定める期間と同一とする。
- (c) 締約国は、 宣言により、 自国の法令に定める最長の保護の存続期間を事務局長に通告する。
- (4) [部分的な更新の可能性]

際登録の更新は、 指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についてすることができる。

(5) [更新の記録及び公表]

玉 際事務局は、 国際登録簿に更新を記録し、 その記録に関する記載事項を公表する。 国際事務局は、 公表された当該記載事項の写しを関係す

る締約国の官庁に送付する。

第十八条 公表された国際登録に関する情報

[情報へのアクセス]

(1)

国際事務局は、 公表された国際登録に関し、 所定の手数料を支払った上で国際登録簿の抄本又は国際登録簿の内容に関する情報を請求するい

かなる者に対してもこれらの抄本又は情報を提供する。

(2) [認証の免除]

国際事務局が提供する国際登録簿の抄本は、 締約国における認証のいかなる要件も免除される。

第二章 管理規定

第十九条 二以上の国の共通の官庁

[共通の官庁の通告]

(1)

意匠に関する国内法令を統一することに合意した場合には、これらの国は、 この改正協定の締約国となる意思を有する二以上の国が意匠に関する国内法令を統一した場合又はこの改正協定の締約国である二以上の国が 事務局長に次のことを通告することができる。

- (i) の共通の官庁がこれらの国のそれぞれの官庁を代行すること。
- (ii) この改正協定の第一条、第三条から前条まで及び第三十一条の規定の適用上、 統 一された法令が適用されるこれらの国の領域全体が単一
- (2)[通告が行われる時]

締約国とみなされること。

- (1)に規定する通告は、次の時に行う。
- (i) この改正協定の締約国となる意思を有する国については、 第二十七条②に規定する文書を寄託した時
- (ii) この改正協定の締約国については、 国内法令が統一された後のいずれかの時
- [通告の効力発生の日]

(3)

- (1)及び(2)に規定する通告は、 次の時に効力を生ずる。
- (i) この改正協定の締約国となる意思を有する国については、 当該国がこの改正協定に拘束される時
- (ii) この改正協定の締約国については、 事務局長が当該通告につき他の締約国に通報した日の後三箇月を経過した時又は当該通告に示された

それ以降の日

第二十条 ハーグ同盟の構成国

締約国は、千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定の当事国と共に同一 の同盟の構成国となるものとする。

第二十一条 総会

[構成]

(1)

- (b) (a) 締約国は、 千九百六十七年補足協定第二条の規定に拘束される国と共に同一 の総会の構成国となるものとする。
- また、各代表は、 総会の各構成国は、 一の締約国のみを代表することができる。 総会において一人の代表により代表されるものとし、代表は、 代表代理 顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- 総会の構成国でない同盟の構成国は、 総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(2)[任務]

- (a) 総会は、 次のことを行う。
- (ii) (i) 同盟の維持及び発展並びにこの改正協定の実施に関する全ての事項を取り扱うこと。
- この改正協定又は千九百六十七年補足協定に基づき特に与えられた権利を行使し、 及び任務を遂行すること。
- (iii) 事務局長に対し改正会議の準備に関する指示を与え、及び当該改正会議の招集を決定すること。

- (iv) 規則を修正すること。
- (v) を与えること。 同盟に関する事務局長の報告及び活動を検討し、 及び承認すること並びに事務局長に対し同盟 0 権限内の事項について全ての必要な 指
- 同盟の事業計画を決定し、 及び二年予算を採択すること並びに同盟の決算を承認すること。
- (ix (1)cの規定が適用される場合を吟(ii) 同盟の目的を達成するために適当(ii) 同盟の財政規則を採択すること。
- 一同盟の目的を達成するために適当と認める委員会及び作業部会を設置すること。
- られるものを決定すること。 (1) (ごの規定が適用される場合を除くほか、 国 政府間機関及び非政府機関であって、 総会の会合にオブザーバーとして出席することを認
- (X)同盟の目的を達成するために他の適当な措置をとり、 及びこの改正協定に基づく適当な他の任務を遂行すること。
- 総会は、 同盟以外の諸同盟であって、 機関が管理業務を行っているものにも利害関係のある事項については、 機関の 調整委員会の 助 言を受

(3) [定足数]

た上で決定を行う。

(b)

- (b) (a) 否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。 ただし、その決定は、 が当該各事項について投票権を有する国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、 項について投票権を有するが代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、 各事項に係る総会においての投票については、 総会は、 (3)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、 総会の手続に関する決定を除くほか、 当該各事項について投票権を有する国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。 当該期間の満了の時に、 次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。 各事項について投票権を有し、 賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が会合の定足 その決定を通報し、 かつ、 代表を出した国である総会の構成国 その通報の日から三 すなわち、 決定を行うことができる。 国際事務局は 一箇月の 期間 一内に賛 当該
- (4) [総会における決定]

の不足を満たすこととなり、

かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、

当該決定は、

効力を生ずる。

- 切 コンセンサス方式によって決定することができない場合には御 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。
- n コンセンサス方式によって決定することができない場合には、 問題となっている事項 んは、 投票によって決定する。 この場合には、 次 いのとお
- ① 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。
- (ii) 政府間機関である締約国は、 当該政府間機関の構成国であってこの改正協定の締約国であるものの総数に等し い数の票により、 当該構成

らない。 国に代わって投票することができる。当該政府間機関は、 また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、 当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、 当該構成国のいずれも投票に参加してはならない 投票に参 加 してはな

- (c) ものとし、また、締約国のみに関する事項については、 千九百六十七年補足協定第二条の規定に拘束される国のみに関する事項については、 締約国のみが投票権を有する。 同条の規定に拘束されない締約国は投票権を有しな
- (5)[多数による議決]
- (a) 総会の決定は、第二十四条②及び第二十六条②の規定が適用される場合を除くほか、 投票数の三分の二以上の多数による議決で行う。
- (b) 棄権は、 投票とみなさない。
- (6)[会合]
- (a) 間中に同 総会は、 の場所において会合する。 事務局長の招集により、二年ごとに一回 通常会合として会合するものとし、 例外的な場合を除くほか 機関の 般総会と同 期
- (c) (b) 総会は、 総会の構成国の四分の一以上の要請又は事務局長の発意に基づき、 事務局長の招集により、 臨時会合として会合する。
- [手続規則]

各会合の議題は、

事務局長が作成する。

(7)

- 総会は、その手続規則を採択する。
- 第二十二条 国際事務局
- [管理業務]

(1)

- (b) (a) 国際登録及び関連の任務並びに同盟に関連する全ての管理業務は、 国際事務局が行う。
- 国際事務局は、 特に、会合の準備を行い、 並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部会の事務局の職務を行う。
- (2)[事務局長]

事務局長は、 同盟の首席の職員とするものとし、 同盟を代表する

(3)[総会以外の会合]

務局長は、 総会の設置する委員会及び作業部会並 びに同盟に関する問題 を取り扱う他の全ての会合を招集する。

- (4)一総会及び他の会合における国際事務局の役割
- (a) って招集される他の会合に投票権なしで参加する。 事務局長及び事務局長の指名する者は、 総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合並びに同盟の後援の下に事務局長によ

- (b) ての職務を行う。 事務局長又は事務局長の指名する一人の 職員は、 当然に、 総会並びに個に規定する委員会、 作業部会及び他の会合における事務局の長とし
- 国際事務局は、 総会の指示に従って改正会議の準備を行う。
- 国際事務局は、 (a)に規定する準備に関し政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。
- (c) (b) (a) 事務局長及び事務局長の指名する者は、 改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (6)[他の任務]

.際事務局は、この改正協定に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第二十三条 財政

(1)[予算]

(c) (b) (a) 同盟は、予算を有する。

同盟の予算は、 同盟に固有の収入及び支出並びに機関が管理業務を行っている諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金から成る。

費についての同盟の分担の割合は、 諸同盟の共通経費とは、 同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている一又は二以上の同盟以外の諸同盟にも帰すべき経費をいう。 共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。 共通経

(2) [同盟以外の諸同盟の予算との調整]

同盟の予算は、 同盟以外の諸同盟であって、 機関が管理業務を行っているものの予算との調整の必要性を十分に考慮した上で決定する。

[予算の財源]

(3)

同盟の予算は、 次のものを財源とする。

- (i) 国際登録に係る手数料
- 国際事務局が同盟に関連して提供する他の役務について支払われる料
- 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及び当該刊行物に係る権利の使用料
- 贈与、 遺贈及び補助
- (v) (iv) (iii) (ii) 賃貸料、 利子その他の雑収入

[手数料及び料金の決定並びに予算の

(4)

(a) (3) (1) に規定する手数料の額は、 事務局長の提案に基づいて総会が決定する。 (3) 前に規定する料金については、 事務局長が定めるものとし、

次の会合において総会の承認を得ることを条件として、 暫定的に適用する。

- (b) るように決定する。 (3) (i) に規定する手数料の額は、 手数料及び他の財源による同盟の歳入が少なくとも同盟に関する国際事務局の全ての経費を賄うことができ
- (c) 予算は、新会計年度の開始前に採択されなかった場合には、 財 政規則の定めるところにより、 前年度の予算と同等の水準のものとする。

(5)[運転資金]

該 運転資金が十分でなくなった場合には、 盟は、 超過した収入又は当該収入が十分でない場合には、 総会がその増額を決定する。 当該収入及び同盟の各構成国の 支払の比率及び条件は、 事務局長の提案に基づいて総会が決定する。 回限りの支払金から成る運転資金を有する。 当

- (6)[接受国による立替え]
- (a) 立替えの額及び条件は、 その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、 当該国と機関との間の別個の取極によってその都度定める。 運転資金が十分でない場合に当該国が立替えをすることを定める。
- (b) から三年を経過した時に効力を生ずる。 (a)に規定する国及び機関は、 それぞれ、 書面による通告により立替えの約束を廃棄する権利を有する。 廃棄は、 通告が行われた年の終わり

(7)[会計検査]

検査専門家は、 会計検査は、 総会がこれらの構成国又は会計検査専門家の同意を得て指名する。 財政規則の定めるところにより、 同盟の一 若しくは二以上の構成国又は外部の会計検査専門家が行う。 これらの構成国又は会計

第二十四条 規則

[対象事項]

(1)

規則は、この改正協定の実施に関する細目について規律する。 規則は、 特に次の事項に関する規定を含む。

この改正協定において所定の事項であることが明示的に定められている事項

(i)

- (iii) (ii) この改正協定の規定に関する更なる細目又はこの改正協定の規定を実施するために有用な細
- 事務的な要件、 事項又は手続

(2)[規則の特定の規定の修正]

- (a) 規則は、 ることができる。 その特定の規定について全会一致によってのみ又は五分の四以上の多数による議決によってのみ修正することができることを規定
- (b) 規則の修正について、全会一致又は五分の四以上の多数による議決の要件を将来においてもはや適用しないものとするためには、 全会 一致

によることを必要とする。

- (c) 決を必要とする。 規則の修正について、全会一致又は五分の四以上の多数による議決の要件を将来において適用するためには、 五分の四以上の多数による議
- (3) [この改正協定と規則との抵触]
- この改正協定の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この改正協定の規定が優先する。

第三章 改正及び修正

第二十五条 この改正協定の改正

(1) [改正会議]

この改正協定は、締約国の会議によって改正することができる

② [特定の規定の改正又は修正]

第二十一条から第二十三条まで及び次条の規定は、 改正会議により又は次条の規定に従って総会により修正することができる。

第二十六条 総会による特定の規定の修正

- (1) [修正の提案]
- (a) 第二十一条から第二十三条まで及びこの条の規定の総会による修正の提案は、 締約国又は事務局長が行うことができる。
- (6)に規定する提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、 事務局長が締約国に送付する。
- (2) [多数による議決]

(b)

(1)に規定する条の規定の修正の採択は、 四分の三以上の多数による議決を必要とする。 ただし、 第二十一条又はこの(2)の規定の 修 正 の採 択は

五分の四以上の多数による議決を必要とする。

- (3) [効力発生]
- (a) ての投票権を有していた締約国の四分の三から、 た後一箇月で効力を生ずる。 (1)に規定する条の規定の修正は、 (b)の規定が適用される場合を除くほか、 それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領 当該修正が採択された時に総会の構成国であって当該修正 北つい
- (b) 局長に通告した場合には、 第二十一条(3若しくは4)又はこの(6)の規定の修正は、 効力を生じない。 総会による採択の後六箇月以内にいずれかの締約国が当該修正を受諾 しない旨を事務
- (c) この③の規定に従って効力を生ずる修正は、 当該修正が効力を生ずる時に締約国であり、 又はその後に締約国となる全ての国及び政 ()府間機

関を拘束する。

第四章 最終規定

第二十七条 この改正協定の当事者となるための手続

②及び③並びに次条の規定に従うことを条件として、

(1)

[資格]

る。

次のものは、この改正協定に署名すること及びこの改正協定の当事者となることができ

- (ii) 政府間機関で、機関の加盟国
- だし、 政府間機関であって、その設立条約が適用される領域において効果を有する意匠の保護を付与することができる官庁を維持するもの。 当該政府間機関の構成国のうち少なくとも の国が機関の加盟国であり、 及び当該加盟国の官庁が第十九条の規定に基づく通告の対 た
- (2) [批准又は加入]

象でない場合に限る。

- (1)に規定する機関の加盟国又は政府間機関は、次のものを寄託することができる。
- この改正協定に署名している場合には、批准書

(i)

- ⑪ この改正協定に署名していない場合には、加入書
-) 「寄託が有効となる日」

(3)

- (a) 文書が寄託された日とする。 (b)から(d)までの規定が適用される場合を除くほか、 批准書又は加入書 (この3)において「文書」と総称する。 0) 寄託が有効となる日
- (b) された日とする。 なる日は、 政府間機関の構成国であって、 当該政府間機関の文書が寄託された日が当該国の文書が寄託された日よりも遅い日である場合には、 当該政府間機関が維持する官庁を通じてのみ意匠の保護を付与することができるものの文書の寄 当該 政· 府間機関の文書が寄託 託 が 有 効と
- (c) 第十九条に規定する通告を含み、 又は伴う文書の寄託が有効となる日は、 当該通告を行った国の集団に属する国の最後の文書が寄 託された
- に 関の文書も寄託されることを自国が文書を寄託したとみなされる条件とする旨の宣言を文書に含め、 おいて、これらの他の国又は政府間機関については、その名称を明示する。当該宣言を含み、又は伴う文書は、 いずれの国も、 この改正協定の締約国となる資格を有する他の一の国若しくは一の政府間機関 他の二の国又は他の 又は伴わせることができる。 当該宣言に明示する条件が の国及び一 0) この場合 政府間

(d)

は、 満たされた日に寄託されたものとみなされる。ただし、 当該同種の宣言に明示する条件が満たされた日に寄託されたものとみなされる。 当該文書は、当該宣言に明示する文書がそれ自体同 種 の宣言を含み、 又は伴う場合に

(e) した日に効力を生ずる。 (d)の規定に基づいて行われた宣言は、 いつでも、 その全部又は一部を撤回することができる。 その撤回 は、 事務局長が当該撤回 0 通告を受

批准及び加入の効力発生の日

(1)[考慮されるべき文書]

この条の規定の適用上、前条①に規定する機関の加盟国又は政府間機関によって寄託され、 か つ、 つ、 同条(3)の規定に従ってその寄託が有効とな

た批准書又は加入書のみが考慮される。

[この改正協定の効力発生]

(2)

おいて、当該六の国のうち少なくとも三の国のそれぞれが少なくとも次のいずれかの条件を満たしていなければならない。 この改正協定は、 六の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。ただし、 国際事務局によって収集された最新の 年次統計に

- 意匠の保護を求める出願が当該国において及び当該国について三千以上行われていること。
- (i)

意匠の保護を求める出願が当該国において及び当該国について、当該国以外の国の居住者により千以上行われていること。

(3)[批准及び加入の効力発生]

(ii)

(a)

- 協定に拘束される。 この改正協定の効力発生の日の三箇月前までに批准書又は加入書を寄託した国又は政府間機関は、 この改正協定の効力発生の 日 にこの改正
- (b) その他の国又は政府間機関は、 批准書若しくは加入書を寄託した日の後三箇月で、 又はこれらの文書に明示されたそれ以降の日 に、 この改

第二十九条 留保の禁止 正

協定に拘束される。

この改正協定に対するいかなる留保も、 認められない。

第三十条 締約国が行う宣言

[宣言が行われる時]

(1)

第四条(1)(b)、 第五条(2)(a)、 第七条(2)、 第十一条(1)、 第十三条(1)、 第十四条(3)、 第十六条②又は第十七条③ⓒの規定に基づく宣言は、 次の時に

行うことができる。

(i) 第二十七条②に規定する文書の寄託の時。この場合には、 当該宣言は、 当該宣言を行った国又は政府間機関がこの改正協定に拘束される

口に効力を生ずる。

(ii) おいて明示されたそれ以降の日に、 第二十七条②に規定する文書の寄託の後。 効力を生ずる。 この場合には、 もっとも、 当該宣言は、 その効力が生ずる日以降の日を国際登録 事務局長が当該文書を受領した日の後三箇月で、 の日とする国際登録につい 又は当該宣言に 0) み適

(2) [共通の官庁を有する国による宣言]

.することを事務局長に通告した国によって行われたものは、 の規定にかかわらず、 (1)に規定する宣言であって、 第十九条(1)の規定に基づき一又は二以 当該他の国が相応の宣言を行った場合にのみ効力を生ずる。 上の他の国と共に、 共通の官庁が国内の官庁を代

(3) [宣言の撤回]

月で、 効力が生ずる前に提出された国際出願に影響を及ぼすものではない。 (1)に規定する宣言は、 又は当該通告において明示された日以降の日に、 事務局長に宛てた通告によりいつでも撤回することができる。 効力を生ずる。 第七条(2)の規定に基づいて行われる宣言の場合には、 その撤回は 事務局長が当該通告を受領した日 当該撤回 0) は 後三箇 その

三十一条 千九百三十四年改正協定及び千九百六十年改正協定の適用

(1)[この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国の間又はこの改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結し た国 の間

関係」

(2)

互. 爲に寄託された意匠については、 |の関係においては、この改正協定のみを適用する。 この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国の間又はこの改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結 千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を適用する。 ただし、 それらの国は、 この改正協定がその相互の関係において適用される日 した国 前 に 0) 1国際事 間 の相

- 十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を締結した国であって、この改正協定を締結していないものとの間の関係] [この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国又はこの改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国と千九百三
- (a) 又はこの改正協定を締結していないものとの関係において、 この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国は、千九百三十四年改正協定を締結した国であって、 千九百三十四年改正協定を引き続き適用する。 千九百六十年改正協定

(b) この改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国は、千九百六十年改正協定を締結した国であって、 いものとの関係におい 千九百六十年改正協定を引き続き適用する。 この改正協定を締結

してい

[通告]

十二条

この改正協定の廃棄

(1)

いずれの締約国も、 事務局長に宛てた通告によりこの改正協定を廃棄することができる。

(2) [効力発生の日]

った締約国に関し、当該廃棄が効力を生ずる時に係属中の国際出願及び効果を有する国際登録についてのこの改正協定の適用に影響を及ぼさな 廃棄は、 事務局長がその通告を受領した日の後一年で、 又は当該通告において明示されたそれ以降の日に、 効力を生ずる。 廃棄は、 これを行

第三十三条 この改正協定の言語及び署名

(1) [原本及び公定訳文]

(a) 署名する。 この改正協定については、ひとしく正文である英語、 アラビア語、 中国語、 フランス語、 ロシア語及びスペイン語による原本一通について

総会が指定するその他の言語による公定訳文を作成する。

(2) [署名のための期間]

(b)

事務局長は、関係政府と協議の上、

この改正協定は、 その採択の後 一年間、 機関の本部において署名のために開放しておく。

第三十四条 寄託者

この改正協定の寄託者は、事務局長とする。